

第4回 農業WG

議事概要

1. 日時：平成22年4月29日（木）9：00～12：00

2. 場所：永田町合同庁舎第1共用会議室

3. 出席者

（委員）安藤至大、木村修、城所幸弘、工藤美香、小林健彦、昆吉則、八田達夫、
佛田利弘、本間正義、山下一仁、吉田誠、相澤光江、大上二三雄、榎谷隆夫、草刈隆朗

（政府）大塚副大臣、田村大臣政務官

（事務局）松山事務局長、小田審議官、吉田参事官

4. 議事概要

松山事務局長 それでは時間になりましたので「農業WG」第4回を開催いたします。皆様方には御多用中、また祝日にもかかわりませず、御出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

まずは開会に当たりまして、大塚副大臣より一言お願いいたします。

大塚副大臣 おはようございます。本当に祝日にお集まりいただきましてありがとうございます。

今日は今から3つのワーキングを終日行わせていただきますので、どうぞよろしく願い申し上げます。

冒頭私の方から、1点お願いを申し上げたいと思います。

国会の方でも大分このワーキングや分科会のことが取り上げられるようになってまいりまして、それだけ皆さんが関心を持って、議事録等を読んでいただいている。ないしは状況をフォローして下さっているということです。

ここでの御発言というのは、基本的に公表されるということで進んでおります。1回目のワーキングの内容が、若干国会等で取り上げられまして、いろいろなお立場の方が読まれることとなりますので、そういうことを前提に、それぞれの御発言には少し御留意をいただくとありがたいということだけ申し上げておきます。

皆様方には、御如才もないことながら、いかなる規制、いかなる制度においても、いろいろな考え方の方がいらっしゃるわけにありますので、そういうことを取り扱っていただいているということですので、是非、御配慮の方をよろしく願い申し上げます。

私からは以上です。

松山事務局長 ありがとうございました。

それでは、田村主査、お願いいたします。

田村主査 おはようございます。ゴールデンウィークの初日にお集まりいただきまして、本当にどうもありがとうございます。

明日、規制制度改革分科会で報告いたしますので、時間配分に皆様、御配慮いただきながら、でもできるだけ多くの皆様の御意見をいただいて、まとめてまいりたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは早速でございますが、議事に移らせていただきます。

本日の議事次第ですけれども、今日資料3としてお配りしております「対処方針シート」、前回は枠だけ配布させていただきましたけれども、前回までの皆様の御意見を踏まえまして、事務局で整理いたしております。これを中心に御審議をいただきたいと思います。

とりわけ資料3、最初の農業生産法人の要件緩和に関しましては、3ページに「基本的考え方」、4ページに「対処方針」。資料3が、明日の分科会に当ワーキンググループ主査の方から報告をしていただくということでございます。

また各省との具体的な調整を政務官でこれから始めていただくわけですけれども、その調整の際に相手方、各省に対してはこのペーパー自体を投げまして、この対処方針のところをめぐって、具体的にどういう合意をするかということになってまいります。

その意味で本日はこのあたりを中心に御審議いただきたいと思っております。

なお、全体で3時間程度ということで、長丁場でございますので、途中で10分程度の休憩を予定いたしてございます。

それ以外の資料の確認でございます。

資料1が、前回、御確認いただきました「検討の視点」でございます。

資料2が「検討項目一覧表」でございます。資料2の検討テーマ一覧の中で、項目名を一部修正しております。例えば「農地を所有している非農家の組合員資格保有という農協法の理念に反している状況の解消」といったところは、これまでの御議論を反映しまして、名称を変更いたしております。

それから、「委員限り資料」というのが配られてございますけれども、これは各省からの回答として、これまでに提出されたものを整理したものでございます。

佛田委員から御提出いただきました資料、これらを添付させていただいております。

審議の進め方ですけれども、3つのグループに分けまして、グループは5～7項目ぐらいになるかと思っておりますけれども、グループごとに御意見を頂戴したいというふうに考えます。

3つの区分でございますけれども、1つは農地・農業委員会関係。2つ目が農協関係、3番目がそれ以外でございます。

本日は順番といたしましては、まず農協関連の項目ということで、具体的には検討項目の～の部分について、最初に御審議いただきたいと思います。大体40～50分をめぐりに、このグループについての御意見をいただければと思います。

の農協等に対する独禁法の適用除外の見直し、の金融庁検査・公認会計士監査の実施につきましては、前回のワーキングでも御審議をいただいたところでございます。

対処方針シートの基本的考え方、対処方針、最後の部分でございますけれども、これが中心になってまいりますので、このあたりを中心に御意見をいただければと思います。

まず、前回も同様でございますけれども、事務局の方からそれぞれの項目について、ごく簡単にポイントを御説明申し上げます。

事務局 それぞれの項目について、簡単に御説明申し上げます。

まず、重要項目で、前回も議題に挙がっていたのですが、時間切れで御審議いただけなかった、対処方針シートのページでいきますと、25ページから御説明いたします。

こちらの趣旨としましては、現状の規制が既存の農協と地域を重複する新しい農協をつくる場合には、農協の認可を行う行政庁は、関係する農業協同組合中央会に協議せねばいけないという条項がございます。この規定により現在は、事実上、新規農協の設立が非常に難しくなっているという問題が指摘されております。

これに対しまして、26ページをめくっていただきますと、真ん中より少し下に農水省の【上記を踏まえた対応の基本的考え方】というところがございます、「多様な農業者による農業経営を推進する観点から検討」とあるのですが、基本的にすべて認可しているということで、この規定が特に障害になっていることはないのではないか、そういう回答だと思われま。

それに対して26ページ、一番下のにありますように、実際に設立をしようとして諦めた事例も聞いてはおりますし、めくっていただきまして、例えば本条項は支障ではないということであれば、逆にこういうものは要らないという考え方もできます。あるいはほかの一般的な協同組合については、こういった要件はないということでございますので、「対処方針」としましては、「農協の今日的在り方への見直しに向けた検討とあわせ、先行的に、中央会協議条項を廃止する〈平成22年度中措置〉」ということとしております。

ほかの項目についてもごく簡単に御説明しますと、ページを戻っていただきまして、13ページになります。こちらは前回御審議いただいたところかと思うのですが、いただいた御意見を踏まえて修正いたしましたところが、16ページ、「基本的考え方」で2つ目の最後の部分、制度的に信用事業が認められているということが、ほかの協同組合と大きく異なるということがある。

その下の、近年では「1県1農協」となるケースもありまして、非常に大型化が進んでいるという点を付け加えました。

17ページ、「対処方針」は、「特に、連合会を適用除外にすること」について早急に検討を開始し、結論を得る、22年度中という形に記載しております。

も前回御審議いただいたところですが、20ページに「基本的考え方」がございます。最初のの4行目、預金者保護の観点を明記しました。

めくっていただきまして、最初ののところ「1県1農協」となるケースもある。そう

なると県信連では、現状の規定では農水省と金融庁が両方検査をやっているという規定になっているのですが、それと同じクラスになっているはずなのに、単協であれば、そこまで要求されないというのは、平仄を合わせるべきではないかという指摘を記載しております。

それを受けまして、「対処方針」といたしましては、「金融庁検査が促進されるための実効性ある方策」と。それに加えて「特に、1県1農協となるような一定規模以上の農協の場合、あるいは不祥事件の再発や不適切な貸付・運用等、管理態勢の適切性が疑われる場合には、都道府県知事の要請がなくても、」今は要請がないと金融庁が乗り出せないのですが、要請がなくても「金融庁が能動的に農協を検査できる仕組みを構築する」という具体的なところまで記載しております。

監査についても独立性、中立性、客観性の強化を図るということで、＜平成22年度中措置＞ということにさせていただきます。

めくっていただきまして、22ページです。農協の組合員は農業者でなくてはいけません。実際に耕作している人でなくてはいけないということなのですが、現実には兼業農家も多い。あるいは土地持ち非農家と呼ばれる人たちも非常に多い。あるいは一定の場合、農業に従事しないで貸している場合でも、正組合員資格が認められるというケースがあるということでございます。

これについては、24ページに「対処方針」が書いてございますが、組合員資格、貸している場合に認められているのはいかがなものかということがあるかと思えます。組合員資格の見直し、結論。それから、検証時に違反状態が判明すれば、適正化を図るというようなことで記載しております。

28ページですが、「農業協同組合・土地改良組合・農業共済組合の役員への国会議員等の就任禁止」というところがございます。主張としては、このタイトルどおりなのですが、これに対する農水省の考えとしては、29ページの真ん中辺に【上記を踏まえた対応の基本的考え方】の2つ目の にありますように、既に今年1月に指導通知で行政指導を農業共済・土地改良区には行っているということで、農水省としては、既に対応済みという認識であるということかと思えます。

それに対するこちらの考え方としては、指導に従わない組合も多いというお話もありまして、指導を徹底する必要があるということで、「対処方針」としては「政治的中立が確保された運営が行われるよう、コンプライアンスの確保に向けた指導を徹底する。＜平成22年度中措置＞」という形で記載しております。

松山事務局長 それでは ～ の項目につきまして、おおむね10時をめぐりに、御自由に御審議をお願いしたいと思います。

昆委員 前回のワーキンググループで佛田委員から農協の金融庁検査の件で、ちょっと私は記憶が定かでないのですが。金融庁検査に農水省を帯同すべきだというような御意見が出ていたような気がするのですが、その意味がよくわからないまま聞き流してしまった

のですが、果たしてそういうことがあるべきなのか。

その後、八田委員の方から預金者保護という前提で語るべきことではないかということと、基本的に農協の成立と時代の変化、そういうことの中で前回の佛田委員の御発言の内容についてよく理解できない部分があったので、ちょっと皆さんで御判断いただければと思うのですけれども。

佛田委員 信用事業における検査というのは、金融庁の検査が私は必要だと思いますので、ここに書いてあることはそのとおりなんです。その他の事業について、金融庁が検査ができるのかどうかという問題も含めて、更なる検査ということ言えば、その他の業務については、農林水産省の検査も同時に行われる必要があるのではないかと思います。

特に農業経営者の立場から見れば、私は金融庁マニュアルを正確に理解していませんけれども、恐らく中小企業の製造業などと比べて、資本の回転率も10分の1程度ですし、収益率も極めて低い中で、金融庁のマニュアルの見直しというのは、十分必要になってくるわけです。その辺の配慮を、農業経営にお金の貸しはがしが起きないような形でやっていくためには、金融庁の検査と農林水産省の検査が両方必要ではないかということをお願いしたわけです。

昆委員 今、佛田委員が御発言されました農業の資本回転率の悪さ、これは多くの方が御認識だと思います。一般的な金融のベースでいえば、ほとんどお金を貸せる相手ではないというような認識を持ちかねないというのは、私も同感でございます。

だからといってそれが農水省の帯同を求めるべきことなのか。金融庁検査のありようといいたいまいかが、農業というものについての認識について、新たな考え方を持つべきなのであって、それを農水省にやらせるということであれば、これまでと同じことになるのではないかと。

半分、佛田委員の意見を理解しながら、むしろそれを前向きに変えていくには、別の考え方を持たなければいけないのではないかと申し上げておきます。

相澤委員 現状認識なんですけれども、私も正確に理解しているわけではないので、詳しい方に教えていただければと思うのですけれども、現状の農水省検査というのは、基本的に金融庁検査マニュアルとほぼパラレルというか、同一の基準で、検査官も相当程度専門性があるやられているというふうに認識していますので、今の農水省検査がまず問題があって緩いとか、預金者保護に不十分だという立法事実というか、そのところがちょっと認識が違うのではないかと。

それから、そのことによって不祥事が多発しているということはない。そういう因果関係があるというふうにも必ずしも思えないということが、一つ。

もし、そうであれば、また金融庁の方で、農協というのは特殊ですから、特殊な金融機関に対する検査の体制が果たして整っているのか。むしろ内容がよくわからずに検査をするということになると、逆に検査が不十分になる恐れはないのか。

また、同じような検査を両方でやるということになると、無駄というか、二重にやると

いうことの無駄が生じないかという疑問は思います。

公認会計士監査についても、同じような問題があって、今全中の方の監査士が指導と一体ということでやっているわけで、それなりに厳しい監査をやっているので、なれ合い的であるということが、必ずしも事実なのかというふうに思います。

この間申し上げたように、見え方としては、確かに公認会計士がやるという方が公正性が担保されると思いますが、実質的な面から言うと、果たしてどうなのか。内容がよくわからない状態で監査するということの妥当性は、若干疑問もあるということをおっしゃいます。

松山事務局長 安藤委員、どうぞ。

安藤委員 今のお話ですけれど、もし仮に農水省の検査が、金融庁の検査と同じ水準で実施されているのであれば、それを金融庁がやっても全く問題はないはずで、一方で現状では不十分であるのだったら、やはり金融庁がやればよいということだと思えます。仮に、農水省に任せていたら、安全性が担保されない可能性があるのであれば、金融庁がやればよいというふうに思うのですがいかがでしょうか。

相澤委員 なぜ金融庁の方が厳しいということになるんですか。金融庁の検査が厳しくて、農水省が甘いという前提に立っているわけですね。

安藤委員 仮にそうだったとしたらです。

相澤委員 その前提が正しいのかどうか疑問を持っているわけです。

安藤委員 それでは同じ水準の検査をしているとしたらいかがでしょうか。その場合でも、やはり金融庁でやっても問題はないのではないですか。

相澤委員 仮に金融庁がやるとして、農協を検査する体制が果たして現状で金融庁に整っているのかという問題が、ひとつあると思います。

安藤委員 公認会計士が監査をすると、農業の詳細がわかっていないから問題があるという話がありましたけれども、公認会計士は、広く一般の企業を監査するわけで、最初からそれぞれの業種のスペシャリストではないわけです。しかし監査の実務をやっていくうちに、次第に知識を蓄えて強くなっていくのではないのでしょうか。公認会計士が監査すると、現場がよくわからないということを理由とするなら、どんな業界でも公認会計士ではなく、内部の監査に任せればよいのではないかという話になってしまうような気がします。

相澤委員 完全な内部の監査でよいとは思いません。しかし全中の監査は農協自体とは異なる別途の組織による監査であると理解しています。

大塚副大臣 たまたまここに金融庁所管の2人がいるものですから、実情をお話し申し上げますと、金融庁の系統金融機関担当の部署には、農水省からの出向者が必ずそこにおりますので、農水省と金融庁というのは、当然一定の協議をしながら、系統金融機関に対する監督行政を行っているというのが、実情です。

ただ、今、先生方のお話をお伺いして、私なりに感じたのは、前にもここで申し上げましたように、制度とか規制というのは、目的と手段の関係が、本来一対一であるべき

なのですが、農協あるいは系統金融機関に対する検査は、まず金融庁的視点であれば、それは資本の収益性とか預金者の保護とか、そういう観点で検査が行われていると思います。

一方、農水省的観点でいえば、それは産業政策であったり、産業振興行政の観点から、果たして農協がどうあるべきかということでありましょうから、若干視点が違うかもしれないというふうに思います。

これは今、私たちはたまたま郵政も担当しているのですが、明日閣議決定する予定の法案の検討の過程でも、似たような議論が行われています。果たして小規模な郵便局に対する検査はどうあるべきか。片方では、顧客の資産の安全を守らなくてはならないという一方で、特に小規模の地方の郵便局については、独特の拠点としての責務があるわけです。その責務を阻害するような検査であっていいのかという、こういう議論が行われたわけです。

全く同じ視点でありますので、ある意味、論点は明確でありますので、それぞれの観点から不十分さがあればそれを補うということだと思います。

ただ、1点、過去の歴史を一言だけ申し上げますと、1990年代のいわゆる金融危機の端緒の一つにもなったのが、この農業系統金融の管理の甘さということがあったということも事実なんです。だからそのことと単協の検査とは、必ずしも一緒にはならないですけれども、郵政にしる農協にしる、特殊な領域だから、ここの部分の金融については、産業振興あるいは地域振興の観点で所管している当局に対して、金融システムの安定性の観点からそれを所管している当局は、なるべく口を出さないでくれ的なことになると、結果としてずさんな金融活動が行われる蓋然性が高く、現に過去そうであったという事実だけは、御理解をいただいた方がいいかもしれません。

松山事務局長 ありがとうございます。

草刈分科会長代理 企業経営者の立場から、一つだけ申し上げたいのですが、要するに今日的には、あらゆる企業、それから金融機関は金融庁の管轄ですね。それから、他企業、これは保険業とかいろいろある。これは金融庁もあるし、いわゆる監査法人もあるわけですが、いずれにしても、金融庁の検査と公認会計士の検査というものは、今日的なガバナンス、コンプライアンスをきちんとやるという、今の流れの中で、お目こぼしになっているところはないです。

農水省の検査といっても、結局それじゃ、船会社はちゃんとやっているから、国交省が検査をして、公認会計士の検査は要らないんですかという話になると、そんなことは今日的には許されないのです。

だから、何で農協だけがお目こぼしになるのかというのは、全く私には理解できない。勿論、技術的な問題はあると思います。すごく多いとか何とか。だけど例えば大会社、製造業の場合は、工場がたくさんあったり、百何十という関係会社がある。その人たちも、全部が同じ監査法人ではありませんけれども、基本的にある監査法人をしっかりと決めて、それと契約をした監査法人が地方できちんと検査・監査をするというやり方をやっている

わけです。だから、どうして農協だけが何か神様でもあるかのように清廉潔白であるということになるのでしょうか。今まで随分いろんなことがありましたね。

そんな中でどうしてここだけお目こぼしになるんだらうという、素朴な疑問があって、この書きぶりも、何で金融庁検査と公認会計士検査を義務づける方向でやるべきだというふうに書かないのかと思って、非常に不思議に思っています。

小林委員 まず、現状のお話なんですけれども、今やテレビコマーシャルで農協バンクというのが、非常にちまたに広がっているわけです。一般の方の中にも、農業者以外の方々にも、農協の金融機関としての性格というのが非常に広まっていると思います。そういう前提がまず社会的にあるんだということが、ひとつあるんだらうと思います。

業務内容を見ていますと、まさに一般銀行とどこが違うんですかということであれば、全く一緒なわけです。その中で、先ほど農協の監査という話もありますけれども、やはり前回のお話のときに、私も触れさせていただいた、預金者の保護という観点は、金融機関であれば当然であるわけですので、そういう観点から、金融庁の検査に耐え得る状況にあるというふうに認識しています。

特に、余り個別具体的な話はしてはいけないんでしょうけれども、私は貸付に非常に問題があると思っています。それは個別事案が相当ありまして、一般金融機関でしたら、事業採算性というのがよく見られるんですが、そういうところを見ていない融資が非常に多いです。その背景は、信用リスクを何に置くかということかもしれませんけれども、例えば、いまだに絶対的に土地本位性なんです。担保がしっかりしているから貸せるという、まずそういう絶対的なものがあるんです。

こういうところは、やはり金融庁の目線でそれでいいのか。それがつながるところは、結局、貸倒れの引当率はそれでいいんですかということに、つながっていくんだと思います。

そうするとやはり預金者保護を前提として、しっかりとした監査を行うというのが、やはり社会的に要請されるのかなというのが、ひとつあります。

前回も申し上げたんですけれども、やはり内部監査と外部監査というのは、絶対的に違うところであります。農協監査士さん、この前の御説明、ヒアリングの中でも出ましたけれども、公認会計士さんを雇用している形で、内部監査をしていると。こういう御説明があったわけでございますけれども、それはあくまでも内部統制をしっかりと見ていただくという目線であるわけです。やはり公認会計士で外部監査を入れるということそのものが透明性を増す。もうその1点だと思います。そういうことから、この部分については、もうちょっと強い表現でもいいのかなという感じを私は受けております。

以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。

番目に関して、さまざま両方向から御意見をいただいておりますけれども、本件につきましては、大体すべてそうですけれども、「基本的考え方」のところ、基本的には金

融庁検査、公認会計士監査を実施すべきだという考え方を示しつつ、「対処方針」におきましては、とりわけ1県1農協となるようなケース、それから不祥事が起こっているようなケース、そういったところでは金融庁が能動的に検査を行うことができるような形にもっていくというようなことで整理をいたしております。

今日のこの会議でも両方向からの御意見もございますので、基本的にはこんな形なのかなというふうに考えております。

八田先生、どうぞ。

八田委員 今さまざま御意見が出たのですが、まず副大臣がおっしゃった点は非常に重要だと思います。検査にもいろんな役割があって、産業振興ということもあるだろうけれども、預金者保護ということもある。金融庁がやるべきことは、預金者保護に限定しているわけですから、対処方針のところでも、それを一言書いたらどうかと思います。

すなわち産業振興のために、農林水産省がやることは構わないが、金融庁検査は、預金者保護のためにするということについてです。もちろんこれを一朝一夕に明日からできるわけがないわけで、そこの移行措置は、当然いろんな議論の余地があるだろう。しかし、原則をまず認めてもらった上で、移行措置について検討することとし、その検討はいつまでにときちん決めていくべきではないかと思います。

それから、草刈さんがおっしゃった農協の監査に関することですが、これは預金者保護とは、また別のことだと思うんです。先ほど今日的な観点から見たら、公認会計士監査を入れないということはありませんとおっしゃったけれども、その通りだと思います。日本郵船とは規模が全然違いますけれど、うちのような小さな大学でも、当然のこととして公認会計士の監査を入れているわけです。私も最初素人だったから、できたらいろいろな大学の経営についてのアドバイスも一緒に欲しいので、そういうことができる監査法人を選びたいなと思ったら、もう一瞬にして、それはだめですよと言われました。コンサルティングと法定監査とを一緒にしたら、法定監査が甘くなるに決まっているじゃないですか。これはエンロン事件の教訓じゃないですかと言われて、なるほどなと思いました。法定監査は、コンサルティング業務とは独立に入札できちん決めていきます。

今、中央会で監査をやることは、いろんな指導をするから重要だといわれるんですが、これは原則から全く離れているわけです。そんなことをしたら監査は甘くなる可能性があります。コンサルティングは、監査とは全く別のところにやってもらわなくてははいけない。

だからそのことも、原則としては書くべきである。

ただし、明日からできるわけではないから、移行過程にどうやるかということの協議は必要だろうと思いますけれども、法定監査とコンサルティングの分離という原則は貫くべきではないかというふうに思います。

大塚副大臣 もう八田先生のおっしゃるとおりですし、もう一つ改めて皆さんに問題意識を共有していただきたいのは、なぜここで農協がこうやってテーマになってくるのか。これまでもいろいろ議論はあったと思うんですけれども、日本の今の農協というシステム

が、日本の農業を強くし、自給率を高め、そして食の安全を守る。それから農家や農地を守るという大きな目的に貢献しているのかどうかというのが、基本的な問題意識だと思います。

貢献している点もあれば、50年前には貢献していたけれども、今はそうではない点もあるとすれば、後者をどういうふうに改善し、前者をどういうふうに強化するかということだと思います。

その際に、農協の担っている金融機能について、改めて皆さんに認識を共有していただきたいのは、農協に集まってくる資金というのは、農業以外の方も、最近はお預けになるんですが、しかし農業をやっている方々の資金が集まる。その原資は往々にして補助金等の農政の産業資金がベースになっている蓋然性が高いんです。それが農協に集まってくる。

しかし、それが最終的には系統金融機関という形で農林中金に集まって行って、本来は農政資金が原資であったものが、結局サブプライムローンとか、あるいはさまざまな証券投資に向かっている割合が高く、それが悪いとはいいませんけれども、果たしてこういう系統金融機関を形成しているベースになっている農協というシステムが、日本の農業を強くするという本来の役割を果たしているかどうかということが、一番大きな検討項目であり、ここでぱっと結論が出る話ではないのですが、そういうことについて十分に検討を加えて、見直していくべきだというメッセージを、ワーキングとして分科会として出すかどうかということでもありますので、非常に大きな話で恐縮ですが、是非、御理解いただきたいと思います。

最後に1点、数字だけ申し上げますと、例えば20ページには、貯金の数字をこうやって出しているのですが、このほかにいわゆる共済があります。今、郵政改革では、簡保が大き過ぎるといって議論になっていますが、簡保は90兆円ぐらいですが、農業共済はたしかその2倍か3倍ぐらいの資金を集めているわけです。やはり農協とか系統金融機関というのは、農業振興のためにあるんだという原点に立ち返って、いろんなことを考えていく必要がある。

ちなみに農林中金も、その目的には、第1次産業の振興のために尽くすよう融資をするという趣旨のことが書かれているのですが、第1次産業向けの融資というのは、わずか2%あるかどうかという状況ですので、そういう全体像も、是非御理解をいただければというふうに思います。

松山事務局長 山下委員。

山下委員 余りこの点だけで議論をすると、時間がなくなるので、若干補足をさせていただきますと、83.3兆円なんですけど、実は預貸率というのは3割でして、7割が有価証券とかそういうふうな海外のところに流れているということです。

3割のうちもほとんどが、かつての農家のアパートの建設資金とか、住宅ローンとか車のローンです。これは准組合員が受けるローンなんですけど、そういうものへ流れていて、

農業への融資は先ほど佛田委員がおっしゃったように、2%ぐらい、全体の83兆円のうちの2%しかないということです。

議論で若干混乱しているというのは、農業振興からの検査とか監査は、当然やるべきだと思いますし、それはそれでいいんですが、ここでの議論は、それに加えてまた別の観点からの検査をやるということなので、それはそれで矛盾しないと。例えば飲食店が、外食産業の健全な発展という観点から農林省の検査を受けると。それと同時に食品の安全性という観点から食品衛生法の検査を受ける。これと同じような話なので、そこは重複してやられてもいいのではないかといいふうに思います。

それを申し上げて、実はそれ以外の点についてもよろしいですか。10時までの。

松山事務局長 別の論点。はい。

山下委員 別の論点を話したいと思うのですが、まず、独禁法の観点ですが、16ページに書いてありますように、農林水産省からの回答なんですが、【更に明確にされるべき論点】というところで、次の「農協だけでなく小規模事業者が共同行為を行う協同組合全般をどのように位置づけるかも明確にされる必要」があると。こういうふうに書いてあります。まさに独禁法の適用除外というのは、こういう趣旨だと思うんです。

したがって、肥料販売の8割を占めるような物すごくでっかい事業体を独禁法の適用除外にするというのは、適用除外にした趣旨から合っていないのではないかと。

もう一つ重要なポイントは「基本的な考え方」の下から3つ目の に書いてあるように、横並び論というのがあるのですが、制度的にもほかの協同組合とは違って、農協については信用事業も認められている。こういうふうにかなり独占的な行為につながりやすい権限も持たされている協同組合です。したがって、ほかの事業協同組合とか生協とかそういうものと一緒に横並びで議論するというのは、適当ではないのではないかといいと思います。

特に、農協の場合は、各農業者が事業体なわけですが。生協の場合は消費者ですから、これは事業体ではないんです。そもそも生協の単協については、独禁法の適用除外を議論するまでもなく、事業者の集まりでもないわけです。確かに事業者である生協の連合体が、共同仕入れをやると。こういうふうになると独禁法の関係があると思いますけれども、生協の単協自体は、独禁法の適用も議論されないのではないかといいということだと思しますので、そこら辺の横並び論というのは、注意する必要があると思います。

それから、同じことなんですが、逆に新規農協の設立のところですか。最後27ページの上から2番目のところですか。一般的な協同組合については、こういうふうな要件はないわけです。ほかの協同組合との横並び論というのはよく聞くのですが、あるときは横並び論を言って、このときだけ横並び論を言わないというのはおかしいのではないかと。やはり実態に合わせて議論をすべきではないかというふうにも思います。

結論から申し上げますと、ここで書かれているいろいろな方向については、賛成です。特に実態から言うと、新規農協の設立については、この条文があるために、今の農業協同組合法では、農業の協同組合はつくれないという実態もあります。2003年に専業農家が中心

になって、全国を区域とする協同組合をつくったわけです。それは農業の協同組合なんです。しかし、どの法律に基づいてつくったかということ、中小企業等事業協同組合法に基づいてつくったわけです。

今の農協法については、こういう制限があるために、農協法に基づいて農業協同組合をつくれな。こういう現実があるわけです。これも現実を踏まえて、議論をしていただきたいと思います。

以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。

相澤委員 済みません。

私がさっき言ったことについて誤解を受けるといけないので、補足致しますと、別にこの結論に反対というわけではないんです。金融庁検査をやることも有意義だと思います。それから、公認会計士監査がある方が、透明性が高まるということでは確かなので、その方向性というのは支持したいと思います。

ただ、今、議論がいろいろ出ましたけれども、根本的には、現在の農業における農協のあり方、特に信用事業を大規模にやっているというようなことを根幹として、それから営農指導とか購買事業とか販売事業をやっているわけですが、その農協のあり方の根本問題、そこに若干つながっているところの現象面だと思うんです。それが独禁法の問題にもあると思います。

さはさりながら、この間、工藤委員からも出ましたけれども、切り離れたときに果たして農協というのが、今の農業に果たしている役割というのが果たせるのかというような根本問題もあると思うので、もう少しそれは全体的にいろいろな客観的な事実、それをもう少し理解してやるべき問題だろうと思います。そのことを抜きにして、この農協の問題は解決というか、方向性は出せないだろうと思います。

ただ、この問題に関しては、そういうことで結構だと思います。

ただ、1点、副大臣からも指摘がありまして、私の理解と程度の差だと思うんですけれども、現在の農水省の信用事業に対する検査というのは、別に単純に経産省とかそちらがやっているような産業振興的な検査をやっているというふうには、私は理解していません。あくまでも信用事業に対する預金者保護という観点からの検査が、現在なされていると。ただ、それでは不十分だと、あるいは客観性が不十分だということで、金融庁の観点から帯同検査なり、それから別途検査が行われるということは、意味があると思いますけれども、全くそれが今なされていないかのようなことは、事実として違うのではないかと考えております。

松山事務局長 どうもありがとうございます。

それでは、佛田委員、どうぞ。

佛田委員 私も今の相澤委員の御意見に近いところがあるんですが、金融庁の検査は、私も必要だと思いますので、それはやるべき部分はあると思います。やはり今お話のあっ

た農水省の検査部が、金融庁と明らかに水準の低い検査をやっているかという点、私はそうじゃないと理解しています。したがって、信用の部分については、勿論預金者保護という点から、金融庁ないし農林水産省の検査は必要です。したがって、それ以外の事業の部分についても、十分、農林水産省、ここにあるような独禁法の問題が議論されていますけれども、こういうことも含めて農林水産省の検査がしっかり行われないと、恐らく金融庁の検査だけでは、不足だと思えます。

ここの対処方針に、そういう農水省の検査も行うべしということ、農水省も県の要請がないとできないことになっていきますから、それを農水省も能動的に検査ができるようにすべしということを書く必要があると思えます。

先ほど副大臣がお話になった、JAバンクの原資の話ですけれども、恐らく年金収入が今一番大きいと言われているんです。日本は極めて高齢化社会なんです、更にその10年先を進んでいると言われているのが農村です。年金収入がいつピークになる。もしくは兼業農家の外部収入が、どれだけあるのかというところが、恐らく今いうJAバンクの資金の中心になっているのではないかという理解をしています。

それから、独禁法の問題なんです、ここでいう適用除外の議論も大事なんです、私はグレーな行為をどう取り締まるかという方が極めて重要で、仮に適用除外を見直したところが、グレーな行為が改善されるかという点、私は全くそうは思わないんです。

したがって、ここで議論すべきは、グレーな行為をどのようにきちんと取り締まるべきかということが、農業経営の発展や農業の成長に資するのではないかと思います。

以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。

本間先生、どうぞ。

本間委員 今の佛田委員の後半のところなんですけれども、私もそう思うんです。

そうすると、行き着くところは、やはり信用事業と信用共済の経済事業からの切り離し問題になるんです。そこが一体となっているから、独禁法適用除外でないところの行為、つまり独禁法に抵触する行為が拳がってくるということなんです。あるいはそういう概念があるという話になってくるんです。

佛田委員の後半のところを突きつめていくと、信用共済の切り離しということを議論せざるを得ないのかなという印象を持っております。

では、独禁法適用除外そのものの議論はどうかということ、やはり基本的に初期の趣旨といいますか、協同組合が持つ性格と今の農協の実態との乖離というところを認識すべきであって、山下委員は別の観点からいろいろおっしゃいましたけれども、それも十分理解しますけれども、一般的に疑問に思っているのは、これだけ巨大になった農協が、なぜ適用除外なのということ。初期の趣旨とは違うのではないかという疑問に対する、一定の検証をする必要があるのではないかというふうに思っています。

それから、農協に関する金融庁検査というより、私の個人的な関心は公認会計士の導入

のところにあります。これは先ほど八田委員が言われたように、まさに指導と客観的な会計検査というのは、全く別の話であって、会計検査を受けたものを材料に指導すればいい話なんです。ですから、そこはむしろ切り離れた方が、指導もやりやすいはず。きちんとした正しい指導が行われるというふうに思います。

それからちょっと疑問といいますか、組合員資格のところです。24ページの対処方針のところで「組合員資格も見直し」とありますけれども、この意図がよくわかりません。今の組合員資格を厳正に適用して、多分新センサスではもっと少なくなると思いますが、2005年のセンサスでは285万人しかいない農家に対して、500万人前後の組合員がいる。そこを厳正にチェックするというのを盛り込む必要があるのでは、ここは組合員資格そのものの問題というのは、農協の中の話だという気がするんです。だからここの意図がちょっとよくわからない。あるとすれば、全く資格の厳正化といいますか、それをしっかりチェックしてやれということではないかと思っています。

とりあえず、以上です。

事務局 事務局から補足させていただきますと、ここの意図は、まず組合員資格の見直しというので意図しているのが、今制度的に23ページの(2)のところに記載しています。土地持ち非農家であっても、農業経営基盤強化促進法で認められる一定の場合は、要は地主で貸している人でも正組合員資格が認められるということがございます。これは農協法の趣旨からいくと、いかがなものか。准組合員で十分でないかということで、その部分の見直しというのを意図しております。

それから、数の面でいいますと、24ページの対処方針のすぐ上のところです。農業センサスによると農家285万と土地持ち非農家は120万戸ということです。確かに正組合員500万人で100万人の差があると。プラス土地持ち非農家の中で、ちょっとセンサスの定義がわかりにくいので、土地持ち非農家というと、もう農家ではない、農業をしていないように見えるんですが、定義をきちんと見ると、耕作している、していないの概念はなくて、5~10アールの農地を所有している方は、基本的にこのカテゴリーなので、その中には耕作している人もいれば、耕作をしていない人もいるということです。その120万のうち、どれだけ本当に組合資格があるのかというのは、正直不透明なところがありますので、そこは確認して、必要な措置をとるべきだというのが2つ目の、対処方針の ということになります。

松山事務局長 工藤委員。

工藤委員 ありがとうございます。前回の繰り返しのようなところもあるんですけども、17ページの対処方針のところを拝見いたしますと、「特に、連合会を適用除外とすることの今日的意義」と書いてございます。先ほどの本間先生の話をお聞きしていても、農協は巨大になっているから、独禁法の適用除外にふさわしくないのではないかというお話だったんですけども、連合会というのが巨大さの一つのメルクマールになっているのかどうかという点について、私が勉強不足の点もあるんですけども、本当にそうなのかと

いうところをきちんと議論していただく必要があるのではないかと思います。それが1点めです。

それとは別に、農協が信用事業をやっているから、非常に力が強いから、独禁法の適用除外がおかしいという山下委員の御発言があったと思うんですけども、そうしますと、農協だけがおかしいから農協を切り離して議論すべきという話になるかと思うんです。その場合に、信用事業をやっているから歪んでいるという、その理由づけだけで十分なのかどうかというところについても、議論をいただけたらいいのではないかと思います。

佛田委員の御発言をお聞きしておりまして、私も同感だと思いましたが、農協の場合、現在独禁法が適用されているはずの部分というか、適用されるか、されないかという部分に、問題があるのではないかと思います。その力の源がどこにあるかといえば、農協の組織がおかしいんだということだとすれば、独禁法の適用除外という問題からのアプローチではなくて、やはり正面から農協はいかにあるべきかというところを議論すべきであって、独禁法の問題にしないで議論をするのが、筋ではないかというふうに考えました。

以上です。

城所委員 適用除外についてなんですけれども、グレーな行為を取り締まるべきというのは勿論そうなんですけど、適用除外についてはやはり見直すべきだと思います。ちょっと私は山下委員と1点だけ違うんですが、「また制度的な信用事業が認められており...」というのはなくした方がいいのではないかと思います。その理由は、農協もほかの協同組合も横並びであると。横並びなんだけれど農協はシェアが高い。巨大になり過ぎて市場支配力が高いからだめというような整理をした方が、すっきりするのではないかと。信用事業とかそういうことを言わないで、農協は大きくなったからだめなんだよというふうにした方が、ロジックとしては割とシンプルに通るのではないかと。という点があります。

今、工藤委員の御発言がありましたように、「連合会を適用除外にすることの今日的意義」について、そこは、連合会のシェアがどれだけになるかというのをちゃんと押さえておけばいいのではないかと。シェアが大きいのはだめというロジックを使う裏には、連合会がいかに巨大な存在かというのを示す資料があればいいと思っています。一例が14ページの、だと思いますがほかのいろんな分野で、こういうシェアにみたいなものがあれば、とりあえず大丈夫なのではないかと思います。

あと、細かい質問なんですけれども、論点の9の国会議員等の就任禁止の「等」には、どこまで含まれるんでしょうか。町会議員までおりにいく話なんですか。

事務局 そこは実態の把握をより進めた上で、どのレベルまで落とすかは、議論の余地はあるのかなと思ってはおります。

城所委員 今、指導を徹底しているという、行政指導の範囲というのは、どこまでなんですか。

佛田委員 実際は市町村会議員まで、常勤役員との兼務はできないことに、既に大分前になっていますので、国会議員等と書いておけば、それでいいのではないかと。実

際にはもうできなくなっています。県会議員の。

城所委員 違反した状態が続いているということですか。

佛田委員 それは指導があって、既にそういう方はおやめになっています。農協の常勤役員はおやめになっています。

城所委員 そうすると、これは就任禁止をここにうたう理由というのは。

佛田委員 余りないです。

それと、1点だけ、データが違っていると思うんですけども、24ページの組合員の農家の戸数と組合員の人数なんですけれども、これは私のところもそうなんですけれども、家族がみんな組合員になっているんです。

1軒の農家で3人組合員になっていたりとか、農業法人も組合員になっています。そうすると、数が多いのは当然なので、これはこう書いてしまうと、何か全然初歩的なことを知りませんねということになりますので、直されたらいいと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。山下委員。

山下委員 農協の独禁法の話なんですけれども、規模が大きいというのは、14ページに書いてあるとおりなんです。特に化学肥料なんかは8割ぐらいのシェアですから、実際には三井物産がやろうと、三菱商事がやろうとしても、実際は全農の顔をうかがわないと商売ができない。こういうふうなことになるのが実態です。

それから、なぜ信用事業かということ、信用事業が認められている協同組合というのは、日本の総合農協しかないんです。これは極めて特殊な農協なんです。

八田委員 漁協があるんじゃないですか

山下委員 済みません。漁協も含めて日本のそういう特殊なところなんです。なぜそういうことをやったかということと戦前からの経緯で、地域に一つの、全部の事業をやる、そういう協同組合を農村を昭和恐慌から救うためにつくったわけです。それを全部、そのまま戦後の農協は引き継いだ。したがって信用事業もやっているがために、農協というのは、一町村では完璧に独占的な地位を持っているわけです。持ちやすいということなんです。

したがって、ほかの生協とかは信用事業はやっていませんし、諸外国だって信用事業もやっているような農業協同組合はないわけです。例えば農産物の販売だけをやるとか、資材の購入だけをやるとか、一定の農産物の販売だけをやるとか、そういう協同組合がほとんどなので、日本のJAという農協というのは特殊な存在だと。それだけ独占的な力を持ちやすい。そのような力を持たせるためにつくったというのが、実はあるんです。そういうことで、ほかの生協とか事業協同組合とは性格が違う、独占的な地位を持ちやすいという性格があるということ、これは言ってもいいのではないかと思います。

さっき佛田委員が言ったことですが、確かに法律上は1農家であっても2人も参加はできるんですが、原則的には1農家1組合員ですっきりしたわけです。確かに1農家で2人組合員になっているところもあるかもしれませんが、やはりこれだけの差があるというのは、そういう事情だけで説明がつかない部分があるのではないかと。

別に数字がどうこうということではないのですが、そこで違反状態があれば、それは是正するというふうなことを言うことには、問題はないのではないかとこのように私は思います。

本間委員 山下委員の後半のところですけども、これは実は総合規制改革会議で、以前に取り上げているんです。それをきちんと農水省が、農水省なのか農協中央会なのかかわからないんですけども、きちんとした報告を出していないということが問題で、これは決して新しい問題ではないということが、1点です。

工藤委員から一応御指名を受けましたので申し上げますけれども、城所委員と山下委員の言葉で尽きているんですけども、連合会だから、協同組合だから、適用除外になるという時代ではないだろうということです。実態を把握して一定のシェアを超えたら、それは農協であれどこの協同組合であれ、やはり適用除外ということを議論するトリガーがあっているんじゃないかという話です。

したがって連合会というのは、初めに私は賛成という形で、私もずっとフォローしてきましたけれども、連合会に限らず単協でも1県1農協みたいに巨大化しているところがありますし、そういうところはまさに実態と初期の趣旨が食い違ってきているわけで、やはり適用除外を外すということが、筋ではないかという話です。

松山事務局長 ありがとうございます。佛田委員。

佛田委員 確かに適用除外の話はけしからんというお気持ちのあらわれだと思うんですけども、これを仮に全農を分割してみたところが、もしくは農協を分割してみたところが、現場で起きている問題が、私は改善されないことが多いのではないかと思うんです。

すなわち、何を申し上げたいかということ、恐らくここでいう適用除外よりも大事なものは、やはり農家と農協との関係がどうあるべきかということ、きちんと明確に、こうあるべきだということが重要で、生協との整合性やその他協同組合との整合性や、大きいからどうなのかということとの整合性というのは、明確な論理根拠をもって示さないと、恐らく改革をまた我々が提案しても、実効性のない提案になっては意味がないので、私はそれを申し上げたいということと。

先ほどの組合員の問題なんですが、複数組合員制をどんどん進めていますから、うちの地域なんか、ほとんど1軒の農家で3人も4人も組合員になっていますから、ここはちゃんと精査をされた上で根拠を示されたいと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。時間が大体迫ってまいりました。

本間委員 必ずしも分割をする必要はありません。適用除外を外して、カルテルはだめよという話ですから、そこは別に適用除外が外れたからといって、すぐ分割だという話ではないと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。時間がだんだん迫ってきました。樫谷委員には勿論御発言をいただくんですが、これでこのパートについては、一応終了にしまして、若干休憩を挟みまして、後半に臨みたいと思います。

榎谷委員、どうぞ。

榎谷委員 独占禁止法の適用除外ですけれど、対処方針のところ特に連合会をと書いてあるんですけれども、連合会と実質的地域独占になっているような農協です。これも今日的意義について早急に検証を開始するのは、いいことだと思いますので、実質的に地域独占となっているような農協等というのを入れるべきだと、私は思います。

それから入れたから、適用除外を取ったからといって、ということの問題については、公正取引委員会の厳格な取組みを望むとか、何かそれについての、直接この場所じゃないのかもわかりませんが、何か表現をここに入れるようなことはできないでしょうか。公正取引委員会の取組み等です。独占禁止法の適用を除外したから、解決できるという問題ではないものもあるそうなので、それは例えば公正取引委員会などが、それを所管しているわけですから、その厳格な取組みについて、何か書けないのでしょうか。

28 ページですが、もう就任禁止のところは解決しているのかもしれませんが。全体的に見てそうなんですけれども、例えば余り観点が入っていないようなところがありまして、例えば書くときに何とかの観点。例えば 23 ページが、非農家の組合員資格ということなんです。対処方針で、「農協の今日的役割・在り方の検討の一環として、組合員資格を見直し」と書いてあるのですが、ここに、よく読めばそういうことは書いてあるんですけれども、例えば農業振興という観点から、組合員資格も見直しとか、見直す観点を書いておかないと、見直せばいいということではないと思いますので、できればここで、何とかの観点から見直してくださいということ、これは全体的な話なんですけれども、書いておいた方がいいなと思いましたので、それを発言させていただきました。

松山事務局長 ありがとうございます。このパートの最後でございますので、吉田主査、田村主査の方から、大体このパートについての総括をお願いしたいと思います。

吉田委員 まず、独禁法のお話なんですけれども、幾つか御意見が出ていたように、最終的には本間先生がおっしゃったように、農協かどうかという問題以前のマクロの観点から独禁法の趣旨、それから組合の設置趣旨、それから外れてきたかどうかというところを実態等から把握して、それを逆にまた制度設計に持っていく。その中で工藤先生がおっしゃったメルクマールであるとか、それから佛田先生が言った根拠、エビデンスの実態把握。こういうことが、当然その過程で行われるという方向であると思っています。

そういう視点をもう少し明確に書いて、単に農協どうのこうのという話ではないよと。まさしくカルテルを許さないということで、農業振興につなげるという視点ですと。

もう一つ、佛田委員が言われたグレー部分です。これは結構実態としては多いので、特に流通の過程で、先ほどの信用共済と経済活動の関係で摘発された事例が多いんですが、実際、物資、資材の販売の流通の巨大クライアントが農協であるというところから派生したグレーゾーンが結構ありますので、その辺は公取の取組みを促すような記述が要るのかというふうに考えました。

それから、金融庁、公認会計士なんですけれども、金融庁検査の必要性、監査に関して、

指導と監査を分けるという議論に関しては、皆さんほぼ同一方向だというふうに聞いておりました。

ただ、若干皆さんの議論の中で背景で感じたのは、金融だけではないですけど、農業は特殊であると。今までの閉鎖的な分野ということで、閉鎖性を前提に特殊だからどうという議論を、結構我々も聞くんですが、皆さんの議論の中ではそうじゃないだろうと。金融の適性、預金者保護、それから産業振興というそれぞれの視点から見れば、農業は特殊な分野だということで、特殊な制度を置いておく必要があるのかどうかという議論が、ひとつあるだろうと。

もう一つは、もっと積極的に言えば、特殊性をなくしていく方が、農業を通常の産業やビジネスとして見ていく方がいいのではないかと。その方向性の視点で見ていくと、それほど大きな差は出ないのではないかとというふうに感じました。

二重かどうかという議論も、先ほど幾つか指摘があったように、十分制度設計でカバーできるのではないかとというふうな感触を持ちました。

その辺の議論を踏まえて、方針の部分です。もう少し明確にできたらというふうに考えております。そういう議論で整理をお願いできたらと思っています。

あとの部分は、特段問題はなかったと思います。

最後の 番の国会委員等の「等」に関しては、少し佛田委員と山下委員の御意見がありましたけれども、ここはもう少し精査して、きちんと把握した上で書いた方がいいのかなというふうに感じました。

以上です。

田村政務官 吉田主査がまとめていただきましたので、お願いだけ申し上げますと、この紙自体を、先ほど事務局長が最初に申し上げたように、分科会で出して、基本的にはそれを公表するという事です。皆様、本当にいろんな意見を言っていただくのは大変ありがたいことですし、どんどん出していただきたいんですけども、要はこの文面にどう反映させるかということも、視点に置いていただかないと、単に言いつ放しは、勿論お気持ちではどんどん言っていただければいいんですけども、場合によってはこういう一文を加えてほしいとか、こういう問題は今後議論すべきだとか、この紙にどう反映させるかという視点も入れていただいて、これから多分何度も申し上げますけれども、時間に限りがある中で、明日の夕方とりあえず分科会があるんだということも念頭に置いて、御議論をいただきますように、お願いいたします。

松山事務局長 ありがとうございます。それでは、一度休憩を挟みます。

25分再開ということで短時間ですが、休憩を取りたいと思います。

(休 憩)

松山事務局長 それでは再開させていただきます。

次は農地・農業委員会関係、番号で申しますと ～ につきまして、御審議をいただきたいと思えます。まず簡単に事務局から御説明を申し上げます。

事務局 では、 から について、御説明の前に、先ほど御質問をいただいていた政治的中立の、農水省が出している通達です。これはあくまでも議員等ということでございます。国会議員に特定しているわけではなくて、都道府県の議員等も、当然念頭に置いているという書き方になっています。

この趣旨については、再度農水省の方に確認させていただければと思っております。

八田委員 国会議員等じゃなくて議員等ですね。国会はついていないんですね。

事務局 はい。ついていません。

それでは、 の御説明に移らせていただきます。

こちらは、前回かなり御審議をいただいているところです。3ページの基本的考え方の2つ目の 、賃借はある程度自由化されているというところですが、これについての評価として、「借り手の地位が不安定になり、事業体によっては、農業生産法人を設立し、農地所有による農業参入の方が」望ましいと判断する場合もあるという形にしております。

次の につきましては、要件緩和に反対する者からは、株式会社はすぐ撤退してしまうという主張がなされることが多いということへの反論でございます。現在の耕作放棄の大半が個人経営の破たんによるということもございまして、役員の要件とかそういう生産法人に係る要件が、農地の保全、農業の成長産業化の担保になっているとは、なかなかいいにくいのではないかと論点を加えております。

そして、「対処方針」としましては、農地の監視強化や不適正利用時のペナルティ強化というところで、転用規制の厳格化というところの中身を、少し具体的に記載しております。

農地取得の条件緩和について、具体的に何をイメージしているかというところを括弧書きの中に記載しております。検討着手時期が、平成22年度中ということでございます。

「対処方針」の2つ目の のところでございます。ベンチャー等を含む小規模の株式会社というご意見がございましたが、それに加えて、「株式会社が自由に農業生産法人となり得るような経済特区の創設等」ということで、これは今は賃借はかなり自由化されましたけれども、これはもともとは特区でエリアを限定してやったところが広まったということもありますので、同じような考え方もあり得るのかなという意見を追加をしております。この2つ目の については、22年度中に検討・結論というところを目指していきたいというところでございます。

あと同じく御審議いただいた 、8ページになります。こちらの方が、少しめくっていただきまして、10ページの「対処方針」の欄でございます。農業委員会は、許可事務それから監視機能という2つの大きな役割があるということなので、そこを書きました。

それを移管する先としては自治体または第三者委員会という形にしております。ただ、その内容としては透明性、中立性ということが要求されるところでございますので、具体

的にどういう観点で委員会あるいは自治体の中に、こういったことを審議する体制がどうあるべきかということ、括弧書きの中でいろいろ論点をいただいたものを記入してございます。こういったことを含め、農業委員会のあり方の抜本的な見直しに着手して、23年度中に結論まで得るということにいたしました。

少し戻っていただきまして、が5ページになります。こちらは「農振法の見直し」規則の第4条の4第1項第27号の廃止ということですが、市町村が定める計画、地域の農業の振興を図る観点から定める計画に基づくような施設の場合は、農業地からの除外が可能になる。そういうものでございます。

こちらが実際は、余り農業の振興と関係ないような施設に使われて、農転が進んできたというような事実があるのではないかという観点から、この27号を削除した方がよろしいのではないかということでございます。

7ページの基本的考え方を見ていただきますと、条文上は、農業の振興を図るということが明確にはなっているのですが、これまでの確な運用がなされていれば、もっとこれによる転用が進んでこなかったのではないかということがございまして、この間の法改正で従前よりは要件が加えられてはいるのですが、なかなかそれでも不十分ではないかと思われるものですから、「対処方針」としては、この27号を廃止することについて、是非を検討し、結論を得るという形に記載しております。

、11ページになります。「農地の賃借の許可の迅速化」ということです。

農業参入する際に、権利移動については農業委員会の許可が要るんですが、月1回しか開催されないのでタイムラグが生じてロスが大きいという御要望でございます。

これに対する農水省の回答としては、11ページの下から3マス目のところです。標準処理日数等の公表、弾力的な開催で、手続きが迅速に行われるように指導している。既にきちんとやっているということでございますが、こういう要望も上がっているところで、めくっていただきまして、「基本的考え方」としては、より臨機応変に対応すべきではないかということで、「対処方針」としては、「タイムリーに許可が得られるよう、事務の効率化を図る措置を採る」ということで記載しております。

松山事務局長 それでは、この4つの項目につきまして、ちょうど1時間ぐらい、11時35分ぐらいまでをめでに御意見をいただきたいと思っております。どれからでも結構です。

安藤委員、どうぞ。

安藤委員 の農業委員会についてですけれども、この「対処方針」のところ、「自治体または客観性・中立性の確保された委員で構成された第三者委員会」とありますけれども、これは自治体ではなくて、例えば中央政府ではだめなのでしょうか。

と申しますのは、自治体ごとに決定できるとすると、個々の自治体の視点からは、やはり日本全体のことでなく自分の地域の活性化の方が優先されてしまうような気がするため、負担の押し付け合いになってしまうのではないかという点を危惧するからです。ほかの地域が農地の確保等をやってくれば、自分のところはお金がもうかる別のことをやりた

いというフリーライダー問題が起こってしまう恐れはないのか。

このような安全保障に関わるような問題は、自治体ではなく中央政府が決定すべき仕事のように思えます。これが1点です。

もう一つは、の話に関する質問です。私の知識では、やはりゾーニングや農地転用規制の厳格化という話は、次善の策のような気がしています。というのは、例えば一時的にゾーニングを決めたとしても、技術の進歩があったり、気候の変化があったりしたら、農地として最適な地域が変わってしまう可能性もあるからです。どのようにゾーニングを行うのかについて一度決めてしまった後に、変化に合わせてそれを変えにくいのであれば、他の価格のメカニズムが働くようなやり方を考えるべきではないかと思います。

素人考えで恐縮ですが、できればゾーニングをゴールとしている理由を教えてくださいたいと思います。

松山事務局長 山下委員、どうぞ。

山下委員 経済学的にいうと、なぜゾーニングをやるかということ、土地には外部性があるからということです。農地の中に例えばいろいろな商業施設、あるいは住宅が建つと、そのためにまた下水道とかそういうものを配置しないとだめだということになります。

農業の側からしても、そういうものが建つと、周囲の農地が日陰になってこれが農作物の生育に悪い影響を及ぼす。そういう意味でヨーロッパでもゾーニングはきちんとやっています。アメリカのように農地がふんだんにあって、別に農地を確保する必要がない国は別にして、ヨーロッパなんかは、フランスもドイツも極めて厳格なゾーニングをやっています。

パリなんかは典型的な例で、私はブラッセルで住んでいたのですが、ブラッセルからTGVでパリに行くと、一面の小麦畑からパリがにょきっと出るわけです。それほど農地とそれ以外のところのゾーニングがしっかりしている。

フランスは、POS規制というのがあって、市町村がゾーニングするんですが、一たんゾーニングをすともうこれはほとんど変更不可能になります。変更しようとする、中央まで上げて変更しないとだめです。そういうふうな厳格なゾーニングができています。それがあものだから、農家戸数は減るんですけども、農地は維持していますから、規模拡大が進むわけです。それでフランスは、世界に冠たる農業国になったということです。

それから気候変動で適地が移動するというのは、短期的には、少なくとも10年とかそういう単位では余りないことではないかというふうに思います。

松山事務局長 本間委員、どうぞ。

本間委員 関連するんですけども、ゾーニングの永久指定というのはやはり問題があると思うんです。私はほかのところでいろんな提言をまとめていますが、例えば30年ゾーニング規制をする。絶対その間は、転用させない。ただし30年経ったら、30年がいいのか、10年がいいのか、そこは期待とそれからそこで営業する人のタイムスパンの考え方によりますけれども、例として30年は認めないと。その理由はやはり100年も200年もゾー

ニングを固定するというのは、経済学的に問題があるわけです。もう一つ、ゾーニングのかわりとして何があるかといったら、開発権の売買なんです。それも提言したことはあるんですけども、実効性がないといつもぼしゃっています。総量規制の下、都道府県同士で開発権をやり取りするという考えで、うちがもっと開発のために転用が必要になったときには、ほかの地域から買えばいいということです。そういうことが、マーケットメカニズムを使うこととしてはあると思います。

関連して、地方に任せないで国で管理したらどうだというお話なんですけれど、国はやはり全体の大きな土地に関するルールを定めて、細かいところの議論というのは、地方ですべきだと私は思っているんです。特に農地だけではなくて、理想的に言えば、地域全体の土地利用を考える。ですから都市計画法と農地法一体化させた形で、農地に限らず、地域の土地利用をどうするんだということを、地域の人が決めていく。しかしその上にはやはり一般的なルールがあって、その縛りはあるんだけど、我々が住んでいる、あるいは利用している土地をどう使うんだというのは、地方の人が自分たちの知恵を出し合う場が必要だという気がするんです。

もう1点、最初の農業生産法人の要件で、ベンチャーを含むかどうかということが、前から議論になっていると思います。4ページでまとめてもらった対処方針は、基本的にはこういう方向でいいと思うのですが、個人的に思っているのは、やはり全国一律のルールを適用するという時代ではないのかなという気がします。特に農地に関しては、それぞれの地域で取組み方が違うわけだから、何かいい取組みがあったら、そこは農地法の適用除外という形で全面的に認めていこうじゃないかということがあっていいと思うんです。地方自治体が、ベンチャーは認めたいということがあれば、それをやってもいいし。それから株式会社を含めて、農地法の適用除外として法人が入っていくという地域もあっていいと思うんです。

全国一律の法律でやろうとするから、いろんな抵抗があるのであって、地域の発意があって、いろんなことの実践があったら、それをもっと活用するような特区制度をもっと利用していくべきだと思いますので、経済特区の創設等々が入ったことは、非常に歓迎します。

以上です。

吉田委員 本間先生がおっしゃったのとダブりますが、3番のところで、国か地方かという議論は前からあるんです。本間先生がおっしゃったように、土地利用計画というのは、基本的には都道府県知事の権限になっています。実際は市町村で作成して、議会を通じて決められて、都道府県、国の認可を得るという手続きになっています。

当然都市計画に関しても、政令市もしくは都道府県知事ということになっていますので、それとの整合性を考えたときに、国でやるのはまさしく本間委員が言われたように、総量の問題だと。山下委員が指摘されたように、実は先進諸国の中で、農家数は、農業経済活動人口はどこの国も減っているのですが、農地が同じように減ってきているのは、日本と

韓国、数年前までのイギリスだけなんです。

そういう意味では、食糧安全保障という議論も先ほど安藤さんから出ましたけれども、農地の保全の総量をどうやっていくのかというところの視点は国でしょうけれども、基本的に土地の監視、調整等は、今、農水省以外の部分で都道府県なり市町村がやっていますので、それとの整合性をとるべきかと考えます。

山下委員 私も何点かあるんですが、まず 農業生産法人なんですが、農地の権利取得は、例えばA社が子会社をつくって参入したとして、A社がうまくいかないで、B社に買ってもらおうといっても、取締役会の承認がないと、これは移動できないということになっているんです。実はこれが株式会社を認めなかったことのコアなんです。1962年に農業生産法人というのが認められたんです。合名会社、合資会社、有限会社まで認めたんですけども、株式については株式が譲渡されるというので、2000年まで認めてこなかったわけです。これが実はコアなんです。

ベンチャーでなぜ問題かということ、農業生産法人と連携して事業を実施する一定の関連事業者ということで、関連事業者だったら総議決の4分の1は取得できると。それ以外は農業関係者が4分の3持たないといけないというのが原則なんです。4分の1の部分ですら、その法人と関連して事業をしている関連事業者でないとだめなわけです。友達に出資してもらったとしても、その友達が関連事業者じゃないと。私が参入しようとするベンチャー事業には出資できないんです。そういうことがあって、幾ら4分の3を緩和したからといって、あるいは4分の1を2分の1にして、あるいは3分の2にしたからといって、実は黒いガラスで灰色のガラスをつくって、それをできるだけ白いガラスに近づけようとしても、やはりガラスはガラスでシラサギにはなれないわけです。

私の出身の岡山の鳥城は、幾ら経っても隣の姫路の白鷺城にはなれないわけです。そういう面でベンチャーみたいな形でだれでもいいんだというふうなところから進んでいって、原則撤廃をする。例えば資本金5,000万円というのを拡大していけば、実際将来的にはフリーになるわけです。それから、経済特区の創設とかそういうふうな形で、実はリースについては経済特区から始めて、それを拡大して実はフリーにしたという経緯もあるので、それを参考にしながら、実質的な要件緩和をやる。そういうベクトルでやっていくべきだというふうに思います。

それから、意見として修正していただきたいと思うのは、の農業委員会です。実は9ページ一番上の・で書いているんですが、「農業委員会の主たる権限」というのは、農地転用の話もあるんですが、農地転用は実は都道府県知事の許可なんです。県の農業会議、これは農業委員会の上部団体なんですが、その意見を聞くという位置づけなのです。農業委員会の本来機能は、農地についての権利取得に農業委員会の許可が必要だというものです。

ところが実態は、いろんな人から聞くのは、例えば非農家の人が新規参入者として農地を取得しようとしても、農業者と認定しなければ農地を取得させないとか。あるいは5年

以上の農業経験がないと取得させないとか、そんなことが農業委員会に言われるのです。それでも頑張って頑張ってどこかの生産法人で働いて、それでやっと農地が取得できる。こういうふうな運用がされているわけです。それはやはりおかしいので、それはなぜかと言うと、ここにも書いてありますように、兼業農家の人が農業委員になるわけです。その人たちは、本気で農業を振興しようとするよりは、自分たちの仲間うちの権益を守りたいというのがあるわけです。

したがって最後の対処方針の方なんですけど、実は、選挙権も被選挙権も、ほとんど農業者に限っているわけです。だからほとんどこの40人ぐらいの選挙委員というのはほとんど農家になってしまう。しかも物すごくハードルが低いですから、兼業農家もパートタイムファーマーも農業委員になれるわけです。

そうじゃなくて、選挙権はいいかもしれませんが、被選挙権については、認定農業者に限るとか、そういうふうにちゃんとまじめに農業を振興しようとする人が、農業委員になるということも追加して、括弧の中に書いていただければというふうに思います。被選挙権の見直しということですよ。

以上です。

佛田委員 今ほど山下委員からお話のあった、「農業生産法人要件」のことですが、定款で株式譲渡制限の定めが必要というのは確かです。これについて、先ほどカ企業が農業に参入した話がありましたが、株主が取締役を決めていますので、株主の意向によって、役員が業務執行を行うという点では、ちょっと事実誤認ではないかと思うのは、これは仮にA社という会社がB社に農業法人を譲渡しようと思えば、それは十分可能であるということなんです。

私が申し上げたいのは、農業関連事業と農業のすみ分けは、私が理解しているのは農業関連事業とは、農業生産法人が有している施設や機械等を利用する場合、つまり事務所を利用して関連事業というふうな解釈になります。また、農業とは何を定義するかというと、農業もしくは農業に付随する事業ということですから、食品加工やその他の農業生産に付随する事業は、すべて農業の範疇に入ります。

したがって全体の事業でいうと、農業生産そのものが10%であっても、その他事業が90%であっても、実際は農業生産法人の要件を満たすということになっておりますので、ここで要件緩和についてもっと言うと、どういう部分で踏み込んで議論をするのかということが恐らく、私はもう既に実際にできることを議論をしても、あまり意味がないのではないかというふうに思います。

それから、農業委員会については、市町村が設置することになっておりまして、県と国というものの連動が今はなされていないわけです。すなわちゾーニングの問題が議論されるのは、市町村の都合によって、転用やその他が行われるという点で申し上げますと、今回の対処方針で新しい第三者委員会ということになっているのですが、これが公職選挙法に基づく選挙で選ばれる者であるのかどうか。

それから、従前の農業委員会が持っているノウハウ、確かにここにあるように、機能しないのではないかという御指摘の部分もあると思いますので、そこをどのように機能させるのか。これも単に第三者委員会に変えたからといって、必ずしも現場から見て機能するかどうかということは、少し問題があるのではないかというふうに思います。

以上です。

山下委員 今の佛田委員の指摘なんですけど、確かに株式のマジョリティを持っていて、その選任で取締役を選んでいけば、マジョリティの株式所有者の意見を聞くかもしれませんが、株式のマジョリティを取っていない、例えば3割しか持っていない、だけど譲渡したい。そういう場合には、必ずしも取締役会が言うことを聞くとは思えませんし。

それから、これから出ていく行動をする株式所有者について、残ろうとする役員がその意見を聞くというふうには、とても思えないわけです。

農業生産法人の話ですが、私が言っているのは、農業関連事業に食品加工などが含まれているからいいじゃないかという話ではなくて、法人に出資をしようとする友達も食品産業関係者とか農業をちょっとやるとか、その法人と事業的につながっている人じゃないとだめだということです。その人が法人と事業的に全くつながりがないという人から、出資を受けて、ベンチャーとして参入しようとしてもそれはできないということです。

更に、どこかの後ろの方で、農林水産省の基本計画の中に書いてあったと思うんですが、間接金融だけでなく直接金融もやるべきだという一文があったと思います。まさに私が言っているのは、そういう基本計画にも沿った提案ではないかなというふうに思っています。

ですから、私の結論としては、今の農業生産法人については、4ページの記述でこれはいいのではないかと思います。

榎谷委員 幾つかありますが、最初の一冊のところの4ページの対処方針のところ、2つ目の です。「特に、ベンチャー等を含む～」の最後の方で、「または株式会社が自由に農業生産法人となり得るような経済特区の創設」と書いてありますが、この意味なんですけど、株式会社が自由に生産法人になれるというのは、組織形態の変更が簡単にできるという意味なのか、どういう意味なのか、この辺がわからなかった。つまり、株式会社でやっているところが、簡単に農業生産法人になれるんだというようなことを言っているのか。

事務局 わかりにくい記載で申し訳ございません。

今、農業生産法人は先ほどいろいろ御意見を賜ったように、かなりの要件を満たした株式会社でないと農業生産法人と認められないということでございますので、そういう要件がなくても、農業をきちんとやれるというような体制がとれているような会社であれば、農業生産法人として農地を取得できるということでございます。

一般の方でもきちんと農地を耕作できるような場合でないと、許可がないということでございます。それと同じレベルの要件を満たせば、農業生産法人になれるということ

でございます。

榎谷委員 「なり得る」というのは、農業生産法人を設立できるという意味ですか。

事務局 設立もそうでございます。あるいは既存の会社でも、きちんと農業をやる方が従業員にいらして、農業ができるような体制をとっているという会社であれば、農業生産法人として農地を取得できる。既存、新設を問わずということです。

榎谷委員 農業生産法人という法人、組織、形態があるわけですね。

事務局 農業生産法人というのは、農地法上の呼び方で、一定の要件を満たした株式会社、株式会社だけではないのですが、一定の要件を満たした法人を農業生産法人と呼びましょう。その法人は農地を取得できますというそういうたてつけです。

榎谷委員 要件が満たされるようにということですね。

その次に7ページが、農業振興地域の整備に関するものですが、これが7ページの対処方針のところで、「～を廃止することについて、その是非を検討し結論を得る」と書いてあるのですが、これもどういう観点から検討するということが必要だろうと。例えば、優良な農地の適正な保全確保の観点からとか、それが当たっているかどうかわからないんですけども、そういうようなことをどこかに追加した上で、つまり方向を追加した上で検討するというふうにした方がいいのかなと思います。

10ページについても、農業委員会の対処方針の下から3行目の最後の方「～を含め、農業委員会の在り方の抜本的」と書いてあるのですが、その「含め」と「農業委員会の在り方」の間に、農地の保全に資する客観的・中立的で公正な判断を行い、かつ機動的で透明な組織となるよう農業委員会の在り方を見直すとか、そのような文章を入れた方がいいのかなというふうに思いました。

12ページの許可の問題ですが、これも農作物を植えるタイミング等を考慮するなど、タイムリーに許可・許可が得られるようというように入れた方がいい。目的をちゃんと入れた方がいいと思いました。読めばわかる話です。

松山事務局長 ありがとうございます。

相澤委員、先ほどから。

相澤委員 ちょっと細かいことで申し訳ないんですけど、これは対処方針のところで、「ベンチャー等を含む小規模な株式会社に限った」と書いてあって、ほかの法人形態は入っていないのは、何か理由があるのかということ。小規模であれば、当然、持分会社とか入ってくるのではないかとということと、あえて小規模ということを強調すべきなのかどうかというのは、この間出た議論からも、大規模の株式会社を除くという意味では、議論のあるところなのでよろしいかと思うんですが、小規模というときの程度の規模をいうのかわかりませんが、中小規模とかもう少し広げてもいいのかなと思いましたが、その点ちょっと。

事務局 小規模につきましては、前回資本金5,000万円ということで記載はしていたわけですが、これについてはまさに実際新たにターンなりUターンなりで戻るような方が

どのくらいの資本を必要とするのか。どのくらいの初期投資を必要とするのかというあたりを検証する必要があるということです。そういうのも含めて検討し、という趣旨で記載しております。

佛田委員 それだったら一定規模のというように、何か書いたらどうでしょうか。小規模と書かないで。

相澤委員 今、資本金規模でとご説明があったのですが、小規模というのは、これは資本金規模でいっているわけですね。

事務局 前回資本金ということがあったので、そうではありますが。

相澤委員 ただ、事業規模というのは、少なくとも資本金規模とそれほど関係がと思うので、その点整合性がどうなのかなど。また法人形態を株式会社に限るとするのは、何か理由はあるのでしょうか。

事務局 イメージとしては、先ほど来申し上げているように、IターンなりUターンなりで戻るような新規就農者ということなので、株式会社が一番なじみがあってとっつきやすいのかなというところで記載しているのですが、特に株式会社に限る必然性はないかと思しますので、ここの記載は株式会社でなく、普通に法人と書くとか、もうちょっと幅広く書いた方がよろしいかという御指摘だと思いますので、それはその方向で記載したいと思います。

佛田委員 私は過去5～6年前から数年間にわたって、メガバンクの農業向け融資の非財務分野の評価をやっていたことがあります。100社ぐらいを、定性的なものを定量化した評価をやっていました。100社ぐらいで、今日現在、参入企業が農業を行っているというのは、もうおそらく1割未満なんです。

何を申し上げたいかというとう、前回は申し上げましたように、ここには農地転用規制の厳格化と書いてありますが、農地を転用せずとも農地の利用についての撤退の問題が、非常に重要な問題であるということ踏まえて、対処方針について御検討いただきたいということと。

10ページの農業委員会の対処方針ですが、「自治体または客観性・中立性の確保された委員」と書いてあるのですが、自治体に対処させますと、公共転用が審議事項になりました。協議することになりましたけれども、恐らくそれはまた同じようなところに戻ってしまう恐れがある。つまり、公共転用というのは、首長の都合で、かなり影響力が高く働いているのではないかという懸念があるわけですから、私は第三者委員会というよりも、前回申し上げたように、農業委員会の委員の数を減らして、地方議員のような格付けにして選挙を行って、外部の人も含めてきちんと社会的立場を付して、この権限をどうするかということに取り組むべきであって、それを段階的に県や国の機能も合わせて一体的に整備する必要があると思います。

松山事務局長 佛田委員、前者の農地転用規制の厳格化、この部分は具体的にはどのように。

佛田委員 結局、農地転用を行わずとも、農地の現状復帰・保全についての運用を極めて厳格にするということ。私が申し上げているのは、この新規参入という問題ではなくて、現在の農業法人であっても、農業者であってもそこが問題であって、それを整備することが、私は重要だと思います。

松山事務局長 安藤委員。

安藤委員 今の佛田委員のお話ですけれども、株式会社のうち、残っているのが10%しかないということ自体が問題なのではなくて、株式会社が耕作していた土地が放棄されたときに初めてそれが問題になると思うのです。つまり、参入した企業が現時点で10%しか残っていなくても、より効率的な業者が、その土地を途切れることなく使っていけば、それこそが、その土地が有効活用されているということの意味することだって可能性としては考えられます。

あと、先ほど相澤委員がおっしゃった、ベンチャー等の小規模な株式会社に絞るかどうかという話についてですけれども、これもやはり株式会社等の農業参入の要件緩和について、事業規模を限定することがいいことかどうかについても、検討の対象としてもいいのではないかと思います。

以上です。

佛田委員 私が申し上げているのは、現行法律で参入していただいて成功していただきたいわけです。しかしながら、なぜ残りの9割が成功しなかったかということ、私が見させてもらった限りでは、極めて安直な計画によって参入をなさろうとするという傾向が強いということを申し上げたい。

つまり、私どもからすれば、現行の農地法における農業法人の要件で十分ではないかというのが、私の意見です。

松山事務局長 山下委員、それから八田委員。

山下委員 農業生産法人の規模要件なんですけれども、私がなぜこういうことを提案したかということ、実は株式会社の農業参入の問題というのは、農業界では政治を巻き込んでものすごい論争を繰り返しているという経緯があるのです。昭和37年ですか。1962年に株式会社以外の形態の農業生産法人を認めてから、もう2000年まで農業界の反対があって、株式会社は認められてこなかったわけです。株式会社を青天井でフリーにするということよりも、やはり小さく産んで大きく育てると。そういう観点が必要なのではないかということで、私は提案させてもらっているわけです。

大塚副大臣 さっきの農協の話と一緒になんですけれども、何のために生産法人の話をして、この取得の基準の話をしているかといったら、今の基準なり農業生産法人の要件で、本当に日本の農業が強くなるというモメンタムで動いているんでしょうかということなんです。

だから、何か書生っぽい議論で恐縮なんですけれども、自由に参入させて創意工夫をいろんな人にしてもらうというのも、一つのあり方なんですけど、ただその一方で佛田さんの

御懸念もよく理解できて、何か農業はひょっとしたらもうかるかもしれないからといって、安直にどんと入ってきて、もうからないとわかったら耕作放棄地にして、一気に撤退してしまう。もともとそのぐらいのビジネスロスは想定して、引当金も積んでいたから、まあいいやといってぱっと撤退するということをされると困ると。

そうすると、結局、何のことはない、緩和しても逆に農業が弱くなってしまったということになりかねないという、双方それぞれごもつともな御指摘なので、さっきの農協を考え直してみましようということの問題提起していただくだけでも、大前進だと思います。決して今の農協が全部悪いとかそんなこと言っているつもりはありません。今の農協の組織に見直すべき点があれば、もう聖域じゃないからやりましようというスタートであって、そういう観点で言うと、生産法人や農地の取得の要件の話も、今申し上げたような、少しそもそも論を踏まえながら結論めいたものをお出しいただきたいなということ、ベースとして意見を言わせていただきます。

その上で、個別の話をさせていただくと、10ページの3について私の意見で、勿論、最後は主査にお任せいたしますが、例えば先ほど榎谷先生からも、農業委員会の前のところに何か入れるべきだという御指摘もありました。私も今までの話を聞いていて、その後、「農業委員会の在り方」という抽象的なことではなくて、例えば私の意見を言わせていただくと、農業委員会の組織、構成員、担っている機能、代替的対応などの抜本的な見直しにというふうに、ファクトを明記していただきたい。組織、構成員、担っている機能、代替的対応などのと。

「自治体または」というふうに、さっき佛田さんがおっしゃったところは、私もアブリオリに自治体が何か常に第三者委員会の優先的候補である必要はないと、個人的には思っています。客観性、中立性の確保された委員を選任しようとするれば、当然そこには行政は候補に入ってくるわけですから、自治体も入ってくる可能性も大いにあるので、なくてもいいかな、それが1点と。

あとは、4ページの についての対処方針のところ、2行目に「やる気のある者」と書いてあるんです。「やる気のある者」というのは、私はちょっと抽象的な気がするので、「農業に従事する意思のある者」というふうにしていただきたい。

以上、個別のことを申し上げます。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、八田先生、ちょっとお待たせしておりますので。

八田委員 まず、4ページの件についてですけれども、ここは対処方針は二段構えになっているんだと思うんです。下の方は、経済特区の創設によって、かなりディープな自由化をやって実験してみようじゃないか。上は全般的にそれほどディープではないけれどもやってみようじゃないかということだと思うんです。

まず、下のかなり深くやってみようというところに関して、先ほど御議論のあった小規模の「株式会社」というのを「法人」にしてはどうかということだったんですが、私も株

式会社に限る必要はないと思います。ただし法人に限ったとたんに、株式会社は排除される可能性が出てくるという危険があり得るのではないかと思います。したがって、「法人（株式会社）」としておけば、いいのではないかと思います。

それから上との整合性からいうと、特に特区では、更に深いことをやるわけですから、ただの緩和ではなくて、上とは違う大幅な緩和だということを入れたらどうかと思います。

今度上の方ですが、先ほど佛田委員が「さまざまな参入者が、後で耕作放棄地やなんかをつくり出さないための規制として現行の生産法人への規制がちょうどいいのではないか」というふうにおっしゃったのですが、現行の生産法人の要件が、必ずしも、転用を防ぐためとか、放棄地を少なくするためという目的に的を絞った要件でもないのに、むしろそれに的を絞った規制を強化すべきではないか。それが理由で、今度恐らく佛田さんの前回の御指摘を踏まえて、ここでペナルティの強化というようなことが入っているんだと思います。そういうことをやって、こっちは特区じゃないですから、大幅な緩和は考えていないんでしょうけれども、転用防止のためのペナルティ強化をした上で、参入については、何らかの緩和をやるということがあっていいのではないかと思います。

ただし、「検討を行う」ではやはりしょうがなく、「検討し、結論を得る」というふうに、こどもしてはどうかと思います。

もう一つ7ページなんですけど、私は山下さんと安藤さんの途中ぐらいの感じなんです。本当にフランスが全部よかったのかなという気もするし、都市の周辺では緩和する措置をきちんととるべきではないかなという気もします。

先ほど山下さんがおっしゃったように、こういうゾーニングをすることには、土地使用による過大な外部不経済効果を防止するためだというようなはっきりした目的があるべきだと思います。特にさっきの日陰になるとか、虫食いになるとかそういうようなことは明らかに困るわけだから、そういうことを防止するために、農地の保全及び効率的な利用が不可欠であるということです。実は7ページの上の対処方針のちょっと上のところの「農業の健全な発展のためには、農地の保全及び効率的な利用が不可欠である」というところに、さっき言ったような、土地使用による過大な外部不経済を防止するために、というような言葉が入ると、農家が受ける外部不経済を防止する一方で、大都市の周辺で、住宅地をゆっくり広げていくということも可能になるのではないかと思います。

特に付け加えたいことは、どこかからいただいている議論で、「ショッピングセンターががばっとできるのは困る」といっていることに関してです。たしかにそれは既得権、既に商店を開いている駅前の人たちとか地域で権力を持っている人たちに損ですから、困る場合もあるでしょう。しかし、ショッピングセンターが道路のそばにできることは、近在の人にとっては便利になることもあるわけです。消費者にとっては得で、場合によっては農地から転用するのがいい場合だってあり得ると思います。

やはりゾーニングは必要だけれども、目的を明確にしておくということが必要ではないかと思っています。

以上です。

松山事務局長 木村委員。

木村委員 先ほど農協の問題で、言おうか、言わないかと、自分は13年間飯を食わせてもらったから。先ほど山下さん、反対の発言をしてごめんねという、それはそうではないんです。僕も農協に対してはいろいろと不満を持っていました。次の機会に僕も農協論を述べたいと思います。

今回、一番の「農地の賃借の許可の迅速化」なんですけれども、実は現場の声としては、僕もたくさんの若い人を預かって農業参入したいと。今4人預かって、毎年大体4～5人預かって農業参入のお手伝いをしているんだけど、一番の問題は農地の取得や農地の賃借がなかなかできない。なぜできないかというと、やはり農業委員会とかそこで諮ったりとか、なかなか、実態として相談に行っても、データの持ち合わせがないとか、だれだれを個別訪問してくれとか、いろいろな障害があるんです。僕もこういう問題をどう解決したらいいかと思っています。

やはり発想を変えないといけないと。何でもそうなんですけれど、僕は常に発想を変えろということ、どうしたらいいかというと、ひょっとしたら農地法できちんと決められてやっているのだったら、不動産業に任せてもいいのではないかと。極端に言ったらです。不動産業は、賃借とか土地の売買などは不動産業が得意です。それが事業になるのだったら、きちんと要件とか資格とかその辺をしたら、参入できるのではないかと。

そういう視点でやったら、もっと早くいくんじゃないかと、常に僕は思っています。そういうことが可能かどうか。もう政権が変わったんだから、世の中はもっと新しい発想をしていかないといけない。

僕の提案は、いろんな問題があるにしても、そういうところも参入もできるという、それを提案したいというのが意見です。

工藤委員 の3ページから4ページにかけての「イコルフットィング」という言葉について、少し疑問があるので、これは本当にここに書いておくのがいいかということの問題提起させていただきたいと思います。

というのは、この前も少しお話ししようとしてうまくできなかったんですけども、ここには、「農家、農業団体、企業等のイコルフットィングを図るべき」というふうに書かれておまして、自然人や法人についてみんなイコルフットィングを図るべきだというふうに私は読みました。現在の農地法の仕切りでは、自然人の方は農作業に常時従事しないといけないというふうになっている。それとのイコルフットィングといったときの、農業生産法人のあり方というのは、もうどちらにも解釈し得るのではないかと。つまりだれかが農作業に従事していればいいという考え方もあり得るし、みんなでやっているんだというふうにならないと、イコルフットィングにならないんだというロジックもあり得るのではないかとこのように思ったわけです。

このイコルフットィングという言葉に、特に意味があるのかどうかということについ

て、私は疑問に思いましたので、その点が1点目です。

もう一つの観点がございます、もし、例えば特区でいろんな要件なしに株式会社が、つまり農業に関係ないという状態に入れるとなった場合には、イコールフットイングと考えますと、自然人の方もどんな方も買えますということ認めていくべきだという話になると思います。

勿論そういう考え方があり得ると思うんですけれども、少なくともこのワーキングでは、自然人の方であっても誰でも参入できる、農地を買えるようにすべきだという議論はされていないと思うんです。そういった中でわざわざイコールフットイングを図るべきということを、ここに考え方として入れるというのは、どうなのかというのが、私の問題提起です。私の問題意識からすると、このイコールフットイングという言葉は削除してもいいのではないかというふうに思います。

もう一つは、対処方針のところの農地の監視強化やペナルティの強化です。これも私が不勉強だと思うんですけれども、具体的にどうやって農地の監視を強化するのかというのが、いまいち見えてこないんです。具体的な案がいろいろおありなんだと思うんですけれども、もしそうであれば、具体的にこういうふうにして監督を強化するんだというところが入ってないと、条件だけ緩和して行って、農地を守るところを、利用されているところを守るところが、結局しり抜けになってしまうのではないかという議論に対して答えられないのではないかというふうに思います。この点についてももう少し具体的な議論が出ればいいのかというふうに思いました。

農業委員会のあり方の見直しの方ですけれども、対処方針の中に農業者の方が入っていないのですが、私は農業をやっている方は必ず入るんだということを入れていただきたいとします。山下委員の方から認定農業者の方に、被選挙権を限るといような御提案があったと思うんですけれども、本当に農業をやっている方が、必ず1人が割合はわかりませんが、入って、実際に農業をやっている自分たちの代表となっている人が、いってみれば自分の制限されている所有権とかいろんなことを采配しているんだということによって初めて、所有権の移転がなかなかできないとか、転用がなかなかできないということが正当化されているというのが、この制度の仕組みじゃないかというふうに思います。この中には今入っていないんですけれども、農業者が入るといことは、押さえていただけないかと思いました。

私の意見は以上です。

相澤委員 全体的なことでは、農業委員会については、副大臣から御提言もあったように、全体的な視点を入れた提言をしたらいいかなと思いますので、その点は賛成です。

農業生産法人のところで技術的なことをちょっと申し上げると、対処方針の中で、さっき株式会社と関連事業者要件、関連事業者要件の緩和はよろしいのですが、株式譲渡制限要件も緩和が必要というところなんですけれども、株式譲渡制限要件というのは、さっきの御趣旨だと、取締役会の承認が要るのが問題だというようにことだと思えるんですけれども

も、これは会社法の一般論ですので、譲渡制限をつけていれば、当然取締役会の承認は必要であって、承認しなかったときは指定をするわけなので、譲渡性というのは担保されているわけです。そういう縛りもかけないで、一般的に取締役会の承認も外すという趣旨ではないのかなと。要するに一般の株式会社の譲渡制限株式会社の特例のようなものをつくる必要性があるとは思えないので、その譲渡制限要件の緩和が必要とまで書く必要はないのかと、実態的に思いましたが、その点はいかがでしょうか。

事務局　こちらは先ほど御意見をいただいた山下委員の御意見を反映させて入れたところでございます。まさにこの点については、御議論をいただいて、その趣旨を反映させていただければ。

相澤委員　そうしますと、さっきおっしゃったのは、譲渡に対して否定的な取締役会が反対するから譲渡ができないということは、望ましくないというお考えだと思うんです。ですけど、それは補償措置がとられておりますので、取締役会の承認が得られなかったらといって、譲渡はその人にできないというだけであって、譲渡の方法は担保されているわけですから、それで不十分かどうかということではないと、譲渡制限を全く外すということにはならないのではないかと思います。

山下委員　これは譲渡制限付きの株式会社一般について、どうこうするという議論を私が申し上げているのではなくて、農地法で株式会社による農地取得を認めたときに、譲渡制限付きの株式会社しか農地法では制度として認めていないです。中小企業は大体譲渡制限をつけている株式会社が多いと思います。しかし、それ以外の、譲渡制限をしない、一般の普通の通常の株式会社については、そもそも農地法の農業生産法人の要件の対象外なんです。農地法では制度的に認められていないということです。

私はすぐにこれを見直せとっているわけではなくて、先ほど申し上げたように、株式会社が長年認められてこなかった理由として株式の譲渡性があったわけです。したがって、これを見直すことには相当抵抗があるので、なかなか一朝一夕にはいかないと思いますが、将来的に目指す方向としては、ちゃんとゾーニングをやってしまえば、その中でだれがやろうといいじゃないかというのが、私のポジションです。

そうすると、将来のあるべき姿としては、ゾーニングさえちゃんとやっていけば、別に株式の譲渡制限のある会社に限る必要はないのではないかとというのが、私の意見です。

相澤委員　私もそれは一般論としては賛成なんですけど、ということになりますと、大規模な公開会社を含んだ株式会社による農業生産法人の参入を認めるということまで含むわけですから、その議論を今ここで正面から出すというのは、時期尚早だというのが、皆さんの考え方ではないかと思うので、譲渡制限緩和という形で出す必要は、ないのではないかと、適切ではないかもしれないというふうに思います。

榎谷委員　譲渡制限がついているというのは、A社からB社ということについて、問題だからということについているということよりも、ぽつぽつ小株主もふえるので、余りよろしくない株主が経営に参加してくる可能性があるということで、つけられている場合がある

と思うんです。あるロットの株をまとめて経営参加するために買ってくれるという場合は、通常は支配権がないと、大体そういうことはやりませんので、支配権のある株主がそういう発動をすれば、取締役というのも当然株主によって選任されているわけですから、同意されるんです。ただ、むしろついているのは、多数の方が株主として参加されるときに、とんでもないところに売られている可能性、上場会社はもう1株とか1000株単位で売られるわけです。1単位当たりで。

ところが、閉鎖会社ですので、どういう株主が入ってくるかわからない。ひょっとしたら暴力団が入ってくるかもわからないということのを排除するためのチェックをするための機能として譲渡制限がついているというふうに、一般的にはそうなのです。

大株主の場合は、譲渡制限があっても、大体解決するのではないかというふうに、私は今までの経験から、中小企業を担当している経験からは、そういう障害は余り出てこないということは、言えると思います。

山下委員 法律としての農地法の経緯を申し上げますと、最初は自作農主義だったわけです。農地法はなぜつくられたかというのと、農地改革の成果を固定しようとしたわけです。つまり耕作者は自作、所有者であるべきという感じで作ったわけです。それを株式会社にする、有限会社までは譲渡制限は基本的にはあるだろうということで、したがって所有者が実際に耕作をしているだろうということになるんですが、株式会社の場合は、株式が点々譲渡しますから、土地の所有者というのは株主だとすると、株主イコール耕作者ではなくなるということです。

したがって、耕作者せめて農業関係者が株主にとどまるような譲渡制限付きの会社にしか認めなかったという経緯があるわけです。実は自作農主義は、今回の法改正で農地法の1条の目的規定から自作農主義の文言は撤廃されましたので、将来的にはできるだけ緩和する方向にあると思うので、そういう意味で譲渡制限についても、将来的には私は撤廃すべきではないかと。それはゾーニングがちゃんとなされるべきということが前提なんです。そういうふうなことで、農地法第1条から自作農主義を撤廃したわけですから、将来的にはそういう方向で農業生産法人の要件も見直すべきだというのが、私の考え方です。

これについて、確かに大変な問題があるというのはよくわかっているんで、だからこの上の方は、将来方向だというふうに私は位置づけたので、それならそれでいいのかなと思っただけです。

これは別に私は落としてもらっても、私としては、私の主義主張は別のところにあるわけですから、言えるわけですから、そこはこだわりません。

榎谷委員 誤解していた発言かもわかりません。要するにつけるか、つけないかは、会社に任せるという意味ですね。それならわかりました。

松山事務局長 城所委員、お願いします。

城所委員 先ほど木村委員がおっしゃった農地の賃借の許可の迅速化というお話で、不動産会社に任せるというのは、長期的にはすごく重要なことだと思います。

このお話を伺っていて、農地の賃借の許可問題は新たな参入制限になり得るのではないかと考えたので、ちょっとコメントさせていただきます。

対処方針でタイムリーに許可が得られるよう事務の効率化を図る措置をとるとなっているのですが、結局もしぐずぐずしていたら、1年に1回しか種がまけないからと参入を遅らせることができるわけです。

でしたら事務効率化をするのではなく、申請を受け取ってから何十日以内に返事をしろというふうに義務づけるという方針でいった方がいいのではないのでしょうか。

事務を効率化する云々ではなくて、受け取ってから何十日以内に返事をしないとイケないをつくれば、それに合わせて事務をつくれるわけですから、ちょっと発想が逆なのではないかと思うのですが、それはいかがでしょうか。

佛田委員 大体農業委員会の利用権の認可は、月に1回何日に農業委員会が開かれると決まっています。その10日前とか15日前までに申請を出してくださいということなんです。

したがって、大体春ごろになりますと、急に農地を持っている農家の方が、作付けをしてくれないかといって依頼に来られるわけです。そうすると、その期日がちょっとタイミングを1日のがしてしまうと、提出日が遅れるとまた翌月の農業委員会にかかるということですから、その期間の短縮であったり判断の即時性ですね。そういうものをここに盛り込むのであればいいんです。

ただ、実態として言えるのは、翌月の農業委員会にかけるということを前提に、もう準備は進めたりもするんです。しかし、それが大規模な農地の利用権の設定の場合においては、利用権というものは非常に重要な意味を持ちますから、その即時性をどのようにここで担保するかということになると思います。

城所委員 それと事務の効率化は関係ないんじゃないですか。結局、どういうふうに認可していくかという問題ですね。

佛田委員 そうです。事務の効率化そのものは、関係ないと思います。ですからその期間の短縮をどうするかという問題だと思います。

城所委員 それをどう担保するかということが問題なんですね。

佛田委員 そうです。

事務局 今のお話を受けまして、農水省の回答で11ページなんですけど、標準処理日数の公開、総会の弾力的な開催等を指導しているということでございますので、こちらの趣旨をより徹底させるということで、いかがでございましょうか。

城所委員 標準処理日数は、それから遅れても何もペナルティはないわけですね。だから、標準処理日数が30日の場合で別に60日になっても標準からずれたと言えはすむことになってはいますが、この点はどうなんでしょうか。

佛田委員 今の段階では長いと思うんです。10日とか15日前に書類を出せというのは、ちょっと長過ぎるので、農業委員会開催の1週間とか5日前に出せというレベルに短縮し

て、農業委員会があって、すぐその決定を即日通知するというような仕組みにすれば、全体の手続きは10日以内ぐらいに行われるということになると思いますから、そういうふうにしたらいんじゃないですか。

それから、もしくは農業委員会の開催を月2回にするという方法もあると思います。

城所委員 そのときに積み残しというのは、認められていないんですか。申請は出したけれど、積み残して今回は触れずに次ということは、普通はしないですか。

佛田委員 ほぼ積み残しは、現状では起きていないと思います。特別な場合を除いてです。

松山事務局長 ありがとうございます。時間がなくなってまいりました。佛田委員の今の整理を基本にして、事務局の方で修正をさせていただきます。

それでは、工藤委員で最後にさせていただいて、このパートの総括をお願いしたいと思います。

工藤委員 ありがとうございます。

農業生産法人の話ですが、私の素朴な感想として、去年、賃貸借が自由化されたのに、なぜ今またすぐ所有権の方に取り組むのかというところが、なかなか理解できなかったところがありました。

利用権を拡大したのだから、まずその状況を見て、その上で、やはり賃貸借だけでは不十分だ、所有権も取得できるようにしなければだめなのではないか、という議論が出てくるのではないかと考えていたんですけども、それがそうではありませんでした。私としては立法事実が本当にあるのかないのかというレベルのところで、違和感を持ちました。

こちらの対処方針のところ、4ページですけども、平成22年度中の検討着手というふうに書いてありますので、すぐに結論を出すということではないと思うんですけども、賃貸借の方がどのような状況になったのか。それで例えば利用が促進されているのか、新規参入はどうなっているのかというあたりをきちんと見定めたと上で、所有権の方にも着手するという姿勢が必要ではないかというふうに思いました。

特にここの文言を変更するというのではないんですけども、改革の進め方の問題として素朴な疑問がありましたので、発言させていただきました。

八田委員 今の件について。

規制改革会議では所有権の移転も要求したんです。だから、それを待つ必要は全くないと思います。最初からやるべきだったと思います。

松山事務局長 ありがとうございます。

吉田主査から、総括をお願いします。

吉田委員 大変議論が活発に行われたのは、一番だったと思います。ポイントが幾つか委員の皆様から出ています。一つは山下委員が御指摘のように、今の要件にヒストリーがあるので、実はこの要件が我々の原点です。目的とする農業の活性化のために、この要件がかかっていることがハザードであるのかという視点が一個と。

もう一つは、要件を課して実際に効果が何かあるのかということと、両方あると思うんです。やはり今、八田委員からお話があったように歴史があって、その中で政策的政治的判断があって残っている部分というのが多いと思うので、基本的には一般法人が農地を賃借して農業をやっている。私も農業生産法人を設立して、今、運営をしていますけれども、これから農業生産法人になる必要があるかどうかというのは、土地の取得と無利子融資という支援ぐらいですね。その中で、そうである差異をつけておく必要があるにしても、この要件がそれに効果を発揮しているのかということ、非常にそういうことではないだろうと。やはりヒストリカルな問題なんだろうというふうには、思いました。

具体的な話なんですけれども、今のところの対処方針のところ、先ほど佛田委員が言われたように、前から議論が出ていましたけれども、当然、ペナルティの問題とか厳格運用の話があるんですけれども、もう一つはリスクマネジメントの話だと思うので、実際に耕作放棄地化しそうになったときに、農地の流動化を促進するような強制措置がやはり必要だと思うんです。

そこら辺があれば、個人であれ法人であれ、ベンチャーであれ、大企業であれ、撤退するときに農地を有効利用していくと。そこら辺をちょっと書き込んでいただきたい。

今のただと農地を流動化させて、ずっと永遠に農地が有効利用されていくという方向性が見えないというふうに思っています。

農業委員会のあり方のところなんですけれども、農業委員会という今の行政委員会の組織で改善していくという方向性と、全く抜本的に組織立てを変えていくという2つの意見があったと思います。基本的には私は先ほど「自治体または」を消しても、第三者委員会ということであれば、設置主体があるわけだからわかるだろうということ、それで理解はできるんだろうと思っています。

もう1点は、工藤委員が言われたことなんですけれども、基本的には山下委員の案でしたか、専業農家に限るべきだと。兼業農家ではなく、認定農家です。この意味は、兼業農家全員じゃないんですけれども、キャピタルゲインをどうしてもねらっているんですね。いつかパチンコ屋さんが借りてくれるとか、いつかスーパーマーケットが来てくれるだろうということで、農地所有という形態を守ったまま耕作しない。耕作権も貸さないということが非常に多くなっていますので、そういう意味では認定農業者に委員を限るというのは、非常に意味が大きいことなんだろうと思います。

今のところ気づいたのは、以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。田村主査はいかがですか。よろしいですか。

それでは、このパートについては、以上で終わらせていただきます。

それでは、最後になりますけれども、農業者の主体性や創意工夫の発揮を妨げる要因の除去、安全・安心な農作物の生産のための規制改革というようなことで、具体的には ~
でございます。時間ももう大分短くなってまいりましたので、事務局からごく簡単に説明をさせていただきます。

事務局 では対処方針シートの 30 ページをお開けください。

まず「農業共済の見直し」ということなのですが、制度の概要、米と麦は基準面積以上の生産者は当然加入ということになっております。農水省の回答としましては、この共済加入で戸別所得補償の際にその対象になるかどうかというのを判定するというのもありますので、農水省はその制度の実施と合わせて検討するというところでございます。

ただ、こちらとしては、強制することは、農業者の選択肢を狭めているということでもありますし、共済の合理化にもつながらないということですので、「対処方針」としては「制度の在り方の見直しに着手し、戸別所得補償制度の本格実施までに結論を得る」ということにしております。

続きまして 11 番、「堆肥の流通自由化に向けた肥料取締法の改正」。

こちらの方は、肥料取締法というものがございまして、一部の家畜の糞尿等の利用については、規格として定められていないことから、肥料としては流通できないという状況にございます。

めくっていただいて 33 ページ。それを改善すべきという提案なのですが、農水省からの回答としては、【対応可能性のある場合】というところに書かれていますが、事業者等からの提案があれば、品質・成分の安定性に問題がなければ、規格の見直しを行うということで、ある程度技術的にクリアできれば改定あり得べしというような書きぶりになっております。

めくっていただいて 34 ページ、「対処方針」としては、「牛ふん、豚糞、食品残渣を肥料に加える方向で見直しを行い、結論を得る」というところまでいきたいというふうに思っております。

番が「市街化調整区域の直売所の面積用途制限の緩和」でございまして。都市計画法で市街化調整区域の直売所の面積は、開発審査会ごとに面積を決めることになっているんですが、「規制の概要」の例に書かれております。非常に幅広い、かなりばらばらという実態になっているという現状でございまして。

これに対しては、めくっていただきますと、「意見等への考え方」の欄、一番下のところ、省庁からの答えとしては、地域の実情を踏まえ、地方公共団体において判断されるべきであるというのが基本的な考え方であるのですが、ただ、今、国会に提出されている「農林漁業者等による農林漁業の六次産業化の促進に関する法律案」という中で、こういう直売所に関する手続きの円滑化を支援するということになっております。

めくっていただきまして、「対処方針」としては、このように地域によってばらばらですと、なかなか難しいところがございますので、「適切な設置基準のガイドラインの作成に着手」ということを掲げさせていただいております。

それから、38 ページ、「農地法の規制緩和＜農業振興目的（体験型農業施設駐車場等）での転用規制の緩和＞」というところでございます。

これに対する農水省からの回答としては、「担当府省からの回答」の欄の 2 の下の方な

んですが、要は要件を満たせば、農地転用は許可されることとなっているということでございますので、めくっていただきまして、「対処方針」としては、「農業振興目的での農地転用とはどのような場合が考えられるか、また、それらの転用を認めるべきかの検討に着手する」ということで記載しております。

めくりまして、一番「畜産の新規事業実施についての問題点<地元の協力の要件の明確化>」というところでございます。

補助事業の申請時に自治体から住民の同意が求められているというところで、ただ、交付要領とかにおいては特にそういった要件がないので、不透明でわかりにくい、いってみないとわからない、そういう規制になっているということでございます。

これに対して省庁からは、41ページの上の欄なんですが、要領改正において「手続きを明確化する」という方針を出されております。ただ、こちらの内容は、まだ地元の合意に関して行政当局に対して「相談し調整する」ということを明確化するという、手続きの明確化にとどまっているので、基準をきちんと明確化していただかないと、新規に参入する場になかなかわかりにくいということで、「対処方式」にはそのように記載しております。

一番「農家民宿等の宿泊施設のさらなる規制緩和」というところでございます。

これは、農家民宿を開業するために、幾つかの法律、「規制の概要」に主に4つほど書いておりますが、こういった規制になっております。それぞれ、ある程度面積が小さいような場合とか緩くなる特例が定められているというような状況でございますが、これを更に緩和すると、農家民宿がやりやすくなるということでございます。

ただ、各省庁からの回答としましては、基本的に安全に関わる場所なので、なかなかというところが基本的なスタンスが、44ページの方でございます。

これに対する対処方針としてあるとすると、食品衛生法のガイドラインの作成であったり、あるいは建築基準法ですと、今は33㎡未満は緩和されているので、その面積の拡大であったり、そういう緩和される面積の拡大を検討いただくと、農家民宿がやりやすくなるということで「対処方針」の方は記載しております。

一番「食品表示制度の見直し(食用油に係る原料原産地表示の導入等)」でございます。

これは今は表示義務はないところですが、「府省からの回答」でございますように、既に消費者庁で意見交換会を開催して検討に着手しております。ただ、問題として原料原産地の切り替えの対応とか幾つか物理的、技術的な問題があるのではないかとということで、「対処方針」としては、「原料原産地の義務化に向け、表示基準の改正の検討を進め、結論を得る」というところまで書いて、消費者庁の背中を押すような形で書いております。

最後の一番「米の農業産物検査法」についてです

農産物検査法の方は、お米については消費者に売るときに、年産・品質を表示するには農産物検査法の証明を受けないと、事務局資料で右下にありますような、割と大きくりな表示しかできないという状況になっておりますので、これについては有機栽培米とか特別

栽培米であれば、栽培のときのトレーサビリティがきちんとしているので、農産物検査法の証明がなくても表示できるようにすべきではないかということでございます。

めくっていただいて 49 ページ、最後のページです。真ん中よりちょっと上ぐらいです。【対応可能性のある場合】のところ、消費者庁としては、平成 22 年度下期に「玄米及び精米品質表示基準」について見直しの検討を開始するということになっておりますので、「対処方針」としましては、農産物検査法に基づく検査を受けなくても、表示ができるように、検討を行い結論を得るとのこと。

併せて、御要望としては登録検査機関が自分のところの米を優先するので、外から持ち込んだ米は後回しになるという問題も提起されていたものですから、その運用改善というところも記載してございます。

以上でございます。

松山事務局長 それでは、これらの項目につきまして、御意見をいただきたいと思えます。どれからでも結構です。お願いします。

山下委員 木村委員には申し訳ないんですけども、僕は は、このワーキンググループではゾーニングをもっとちゃんとやれ、優良農地を確保すべきだということだったと思います。しかし、現実にはこういういろんな理由で今まで農地転用されてきたわけです。いろんな理屈をつけて農地転用がされてきたので、そのようなことは認めるべきではないと思います。ここはこのワーキンググループとしての整合性をとるべきではないかなというふうに思います。

直売所については、市街化調整区域というのは、市街化区域と違って市街化を抑制する区域なので、市街化区域と市街化調整区域の取扱いが異なっているのは、当然だというふうに思います。

駐車場は、これも農業体験をするために人を呼んで、呼ぶために農地をつぶすというのも、やっていることと言っていることが矛盾しているのではないかと思います。確かに農地の場合は真っ平なので、駐車場にしやすいわけです。そうではなく、やはり山を切り開いて駐車場にするとか、そういうふうな努力をして、やむを得ざる時には転用も仕方がないと思いますけれども、第 1 種農地というのはほかに転用ができない場合にやむを得ざる措置として認めるということなので、これを表立って掲げるというのは、ワーキンググループとしての今までの議論の整合性からどうかなというふうに思います。

松山事務局長 木村委員、どうぞ。

木村委員 まずは、6 次産業活用は既に農業関連事業で直売すると、駐車場が要るわけです。それを関連事業としてどう見ていくかなんです。駐車場なしには事業ができませんから。先ほど相反するものと出てくるんですけども、それを我々は人を集めて、今は駐車場がないとできませんから、その辺を緩和してほしいという話です。

佛田委員 今の議論ですが、農村においては農地以外のところは、農道であって公道なんです。すなわち、公道に車をとめることになってしまって、木村さんの御指摘は、非常

に周りに迷惑をかけてしまう。つまり一般の方が農業体験をしにこよようと思っても、車をとめるところがないということです。これはすべてがいいということではないとは思いますが、ある程度認めないと、交通渋滞を巻き起こすことになったりしますので、私はそこは重要な視点であると思いますから、検討が必要だと思います。

農業共済の件でいうと、私の参考資料の2を見ていただくとわかりますように、1枚めくっていただいて農家負担が800億で国庫負担が1,060億円なんです。これをどういうふうに考えていくかということが問題ですから、開いていただくとわかりますが、今はブルーの収量補償の部分しかないわけです。やはりリスクコントロールをどうやるかということでは、新しい戦略的な機能として農業共済をどうするかということ。車でいうと自賠責と任意保険のようなものの組み立てを共済制度で行っていくというのが新しい姿ではないかと思います。

以上です。

草刈分科会長代理 ちょっと質問です。ここに書いてあることがどうしてもわからないのですが、戸別補償の話と共済の話と、何か関係づけて書いてありますが、それはどういうふうに理解すればいいのですか。

佛田委員 戸別所得補償の支払いの計算の基礎になるのが、農業共済の加入台帳なんです。それをもとに今、戸別所得補償の支払いをやっていきますので、それがなくなると、恐らく何をもってして農地を特定すべきか、面積を特定すべきかという話になると思います。

昆委員 私は戸別所得補償について、若干の別の意見を持っています。それがこの先も本当に行われていくべきなのか、どうなのかというのは、党の立場とは違うことがありますけれども。

そもそも今、共済の対象になっているのが、2反歩というサイズで農業をやる、米作りをします。では2反歩で米作りをするという数字を一般の人が言われた場合、わからないわけですが、2反歩で米を作るといのは、いってみれば大赤字になるわけです。大体1町歩、2町歩でも赤字になるというのは、統計的にはそうなるわけです。

そこであえて米作りをし続けるというのが農業生産であって、それに対応した形で財政を使って国庫が補助する。あるいはそれに対応して戸別所得補償をするということそのものが、農業についての認識が、きちんとした形で国民の中で持たれていない。そういうことのおかしさというのが、あるのではないかと。

先ほど佛田さんが農業を始めた人の1割しか残らないと。それについても、僕らもそういう相談をいっぱい受けますけれども、ばかっていると思えないような企業の農業投資が山ほどあるわけです。

同じように、こういう2反歩の農業でも農業ですと。それに財政負担がなされて、なおかつ戸別所得補償のベースになっている。

その意味合いでは、このことがどこに振り分けられるかではなくて、そもそも現実の農業とこれがどう合うのか。

先ほど大塚副大臣が言ってくださったように、今の農業にとって、これが前に向くのか、後ろ向きに機能するのか。今は制度的、政治的あるいは政策的にこれを使っているからということで、何となくこれが認められてしまうのは、おかしいのではないかと考えています。

むしろ農業の現実がどうであるのかというところから議論されるべきではないかと、私は思います。

松山事務局長 ありがとうございます。木村委員に

木村委員 最後ですが、一番は私のことなんですけれど、畜産の振興に関わる問題でちょっと理解をしてほしいんですけれども。

実は我々は畜産の全国の1つの大きな問題です。要するに地元の同意が得られても、はるか遠くの下流域から反対を起こされたら、できないという事実です。

実は同意行政はだめだという国も言っているんです。経産省が何年前か、そういうことを出したんですが、健全な経済活動をするのは地元の合意、工場進出とか畜産も含めて、地域の人に認められたらできるんだと。

しかし、できるというきちんとした条項がありながら、下流域から反対運動を起こされたら、実際できないというのが事実なんです。どういうことかという、法的には問題はないんだけど、そういうようなことがあれば、行政側としては現実にストップさせられるということです。

もう一回詳しく言うと、こういうことをやります。地元の同意が得られました。地元からはいいですよ。私は養豚場をつくりますよと、地元は全部同意してもらったんです。それはできるとして、申請を上げたら、はるか遠くの下流域から書面で行政に反対ということを出されたら、そこでストップするんです。何をせいかというと、我々にそこを口説けと言うんです。幾らやっても口説けないんです。それはもう畜産のイメージが悪いと。

皆さんに理解してほしいんですけれども、今は畜産も高度化になりまして、においもしない。水は生活雑排水よりもきれい。完璧なんです。システム化されて、本当にいいものができるという説明に行っても、そこに少し利害とか、地元は利害があるからいいじゃないかということなんだけれど、雇用があったりとか、地元へ寄付金があったりとか、でもそうではなく、行政ではっきりしてほしいのは、できるということ、その許可もおろしてもらわないと、多少の補助金をもらうわけなんです。特に環境問題に類するバイオマスのメタンガスを発酵するとか、要はいいことをやっても、いいことで補助金がもらえるのも却下されるという現実があるんです。

だから行政ではっきり、そういうものができるというのを、書面で地元に出してもらわない限りは、今はできないという現実があるということを、ここでちょっとお話。

以上です。

松山事務局長 どうもありがとうございました。では、大塚副大臣、お願いします。

大塚副大臣 昆さんに御意見をいただいて、戸別所得補償についていろいろ御意見をい

ただくのは、やぶさかではありませんので、本当に忌憚なくいろいろ御指摘をいただきたいというふうに思っております。

どんな政策や制度でも、プラスとマイナスの面があって、また思わぬ副作用を呼ぶということがありますので、不断の見直しをしていくということでもあります。

基本的に今回、農業と医療と環境の3つの分野について、6月までに一つの考え方を有識者の皆さんに、総理に対して提示していただきたいということの意味は、この3つの分野は、我が国にとって、大変国民の皆さんにとっても、重要な分野であると同時に、また日本の経済や社会を活性化する意味でも、改革すべき点が非常に多いということで、取り上げさせていただいているわけです。

したがって、農業については例えばこのワーキングのコンセンサスとして、途中若干私が申し上げましたが、農業を強くするという。これはみんなアグリーだということであれば、コンセンサスになります。それから、農地は農地としてできる限り活用していくということであれば、これももし御同意いただければ、アグリーだと思います。

特に2点目について御理解いただきたいのは、農地をどんどん転用して行って市街地にしていくということは、人口が減るのに、つまり市街地の資産価値を下げるということなんです。需要が減るのに供給をふやして、結局国民の皆さんの資産価値を下げていく。と同時に、日本にとっては、作ればふやせる資源である農産物を生み出す農地を減らすという、本当にマイナススパイラルなことをやるわけです。

それはあってはならないということであれば、農地は極力農地として有効活用する。むしろ農地をふやしていくという、そういう非常に大きなコンセンサスをいただければ、それ自身がメッセージになります。

その上で例えば先ほど山下さんと木村さんの間で御議論になった 番とか 番のような問題は、1点目の農業を強くするという観点で言えば、確かにせっかく産地直売とかいろんなことであるんな人に来ていただかないといけないという6次産業化という意味では、この目的には資しますけれども、しかしこれを野放図に広げていくと、逆に農地をふやしていく、ないしは農地を農地として極力活用するということと矛盾するということでもありますので、恐らく とか を合目的的にルールを決めるとすれば、本当に農業振興になるということが明確であるという基準をはっきりすれば、一定の解は見いだせると思います。

いずれにしても、現状の制度や規制に問題なくこのままのトレンドでいけば、日本の農業は大丈夫だということであれば、こんなふうにお集まりいただく必要もないわけありますので、そうじゃないんだというところを共有していただいて、それぞれの問題について、結論なり一定の方向感をお示しいただきたいと思っておりますので、そのことだけ重ねてお願いを申し上げます。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、最後のパートにつきまして、吉田主査から総括をお願いします。

吉田委員 今、大塚副大臣がまとめていただいたので、そのとおりだと思います。

ただ、共済保険に関しては、佛田委員がおっしゃるとおり、それから昆委員がおっしゃったように、1つは農地台帳の問題と、もう一つが戸別所得補償制度のベース面にこれが置かれているというのは、確かに引っかかりはあるんですが、農水省も前から取り組んでいるように、まず農地台帳に関しては、別の議論としてしっかり整備をしていかないといけないというのが、大問題としてあるわけです。だからここは切り離してやっていただくということを、逆に政治的判断として政策的判断としてやってもらわなくてはならないということと。

所得補償に関しては、その絡みで経緯としてあったんだと思いますけれども、これも見直しが必要なんだと思います。

ちなみに、これも御承知の方が多と思うんですが、果樹とか野菜では、共済保険から専業農家が次々と離脱しているという状況が、実態として起こっています。それがどういう意味を持つのかということは、佛田委員が言われるように、競争関係のない閉鎖的な共済金融の分野をつくってきたわけです。その中で果樹なんかも、昭和40年代、50年代までは共済保険が非常に農家にとってありがたいものだったんですが、今は全く効き目が無いということをおもなわかって逃げ出している。負担金だけが重いということなので、競争関係を置いて工夫をして、佛田委員が言われたような、例えば制度の見直しであるとか、そういうことをやっていくような形にしないといけないというふうに感じました。

以上です。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、田村政務官、いかがですか。よろしいですか。

大上委員 一つだけ、最後にいいですか。

松山事務局長 それでは、手短に。

大上委員 今日ずっと議論を聞いていました。

私は告白をしますと、もともと会計事務所のコンサルティングのコンサルタントで、かつ系統農業組織を10年ぐらいやっていました。八田さんが言われたようなことは、非常によくわかります。

この間の農協のヒアリングで、私は思ったんですが、本社の社員が17人来たわけですね。お付き人も含めて。経営経験者はゼロ。要するに本社の17人が、現場経験がゼロということです。やはりこれは組織として明らかにおかしいなという感じ、10年前と変わっていないんだなということをおもな実感しました。

改めて農協に関する皆さんの議論を伺いまして、この検討の視点というところが、大塚さんが言われるようなメッセージがかなり出てくるところだと思うんですが、ここでは結構持って回った言い方はしていますね。農業支援機能及びサプライチェーンの見直しの促進だとか。機能独占の問題点、必要性、必然性の有無。

かなり持って回った言い方になっているんですが、今日の議論でいえば、もう少しここを直接的に「農協を中核にした農業支援組織の在り方の検討」というふうにはっきり言っ

て、その中で農業支援の主体、サプライチェーン、多様化の必要性、それから農業支援機関の適正なガバナンスと。はっきりそういうあり方論を、我々はもう一回考えたいんだと。それくらい今の組織には問題を感じているというメッセージを、ここで強く出してはいかがかと思いましたが、どうでしょうか。

榎谷委員 私もそれは大賛成で、各論でこうまとめるのはいいんですけども、総括をどういう観点から見直したんだということを、はっきり言うべきだと思います。特にビジネス化をすとか、成長産業化するというのは強く言って、その観点から見直したんだというように言わないと、何か各論で見直したということではないと思うんです。

是非それは今の発言も含めて、総論をきちんと書いていただいた上で、これをやらないといけないんじゃないかと思います。

松山事務局長 資料1で何度かごらんいただいています、検討の視点、全体の総論は、こういう視点で大上委員が御指摘の部分も含めて、前回まででもう確定させましょうということをお願いいたしましたけれども、少し足らざるところがあるかもしれませんので、これは引き続き、明日はとりあえず今の形で、検討の視点については報告させていただかざるを得ないかと思いますが、引き続き検討していただければいいと思います。

草刈分科会長代理 大上さん、今の3番目でしょう。

大上委員 3番目の点をこういうふうに表現を変えたらどうか。

草刈分科会長 もう時間がないからというんだらうと思うので、明日の分科会のときに、今おっしゃったような試案を出していただいた方が、議論が早いのではないのでしょうか。

松山事務局長 大上委員、申し訳ありませんけれども、この後、具体的に事務局なり主査におっしゃっていただいて、明日の分科会には入れられるところは入れた形でというふうに思います。

大塚副大臣 私で締めさせていただきますが、御指摘の点は主査に是非お伝えください。政務官に。

明日のカバーレターをどうするかということもそうですし、最終的な分科会のまとめのペーパーも、私自身が責任を持って書かせていただきます。重箱の隅をつついただけの検討結果にならない内容にいたしますので、鋭意折に触れて、いろいろ御意見を聞かせていただければと思います。

よろしく願いいたします。

松山事務局長 ありがとうございます。

それでは、進行が不手際で10分強遅れてしまいました。申し訳ございません。

一応本日はこういうことで、「対処方針シート」は本日いただいた意見をもとに修正をいたしまして、明日の分科会に報告させていただきます。具体的な修正につきましては、田村主査と吉田主査に御一任お願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」と声あり)

松山事務局長 その後分科会を経まして、所管省庁と対処方針シートに基づいて内容調

整を行います。間違いなく政務間調整が行われるわけでございますけれども、5月中旬までをめぐり、田村政務官を中心に調整をさせていただく。そのプロセスにおきまして、主査初めワーキンググループの委員の皆様には、お力添えをいただくということもあろうかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

調整結果及びその後の最終の政刷新会議報告までのスケジュールでございますけれども、これは後日、事務局の方から御連絡をさせていただきます。

それでは、これにて本日の会議を終了いたします。

本日はありがとうございました。